

# 第2次伊勢崎市障害者計画



## 第2次伊勢崎市障害者計画

発行日：平成26年3月

発行：伊勢崎市

編集：伊勢崎市 福祉部 障害福祉課

〒372-8501 群馬県伊勢崎市今泉町二丁目410

TEL 0270-27-2753 (直通)

FAX 0270-26-1808

E-mail f-shogai@city.isesaki.lg.jp

平成26年3月

伊勢崎市

平成26年3月

# 伊勢崎市

## はじめに…

伊勢崎市では、平成19年3月に障害者計画と障害福祉計画を一体的に策定し「障害のある人が生涯を通じていきいき暮らせる いせさきの実現」に向け、市民の皆様と協働して障害者施策を推進してまいりました。

国においては、平成23年10月に「障害者基本法」の一部が改正されたほか、平成24年10月には「障害者虐待防止法」、平成25年4月には「障害者総合支援法」が施行され、6月には「障害者差別解消法」が公布（平成28年4月施行予定）されるなど障害者に関わる制度改正が集中的に行われています。

こうした中、少子高齢化の問題や一人暮らし世帯の増加、防災意識の高まりなど、障害者やそのご家族を取り巻く環境も大きく変化しており、急激な社会状況の変化に対応できる、新しい時代にふさわしい相談支援ネットワークの構築が必要となっています。

そこで、今回の障害者計画は、すべての障害者の自立や社会参加のための支援などの施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要となる福祉サービスの確保に関し、数値目標や提供方法なども併せて検討してまいりました。

今後は、本計画の実現に向け、市民の皆様を始め、障害者団体、医療機関及び福祉サービス事業者等の皆様におかれましても、一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、熱心にご審議いただきました伊勢崎市障害者計画策定委員の皆様、並びに貴重なご意見をいただきました市民の皆様にお礼を申し上げます。

平成26年3月



伊勢崎市長 **五十嵐清隆**



# 目 次

|                                  |           |
|----------------------------------|-----------|
| <b>第1章 計画の概要</b> .....           | <b>1</b>  |
| 1 計画の位置づけ .....                  | 3         |
| 2 計画の期間 .....                    | 4         |
| 3 関連する計画 .....                   | 4         |
| 4 ニーズの把握 .....                   | 5         |
| 5 検討組織と市民意見の収集 .....             | 5         |
| 6 国の障害者施策の動向 .....               | 6         |
| 7 県の取組 .....                     | 8         |
| <b>第2章 障害のある人をめぐる本市の状況</b> ..... | <b>9</b>  |
| 1 地域社会の変化と障害者施策の視点 .....         | 11        |
| 2 障害者の状況 .....                   | 14        |
| 3 第1次障害者計画の取組状況 .....            | 19        |
| 4 重点課題 .....                     | 23        |
| <b>第3章 基本的な考え方</b> .....         | <b>37</b> |
| 1 基本理念と重点的に取り組む事項 .....          | 39        |
| 2 施策体系 .....                     | 40        |
| 3 計画の推進体制 .....                  | 41        |
| <b>第4章 施策の推進</b> .....           | <b>43</b> |
| <b>基本施策1 教育・育成（育つ・学ぶ）</b> .....  | <b>46</b> |
| <b>施策（1）幼児教育・療育の充実</b> .....     | <b>46</b> |
| <b>施策（2）学校教育の充実</b> .....        | <b>48</b> |

|                              |           |
|------------------------------|-----------|
| 基本施策2 雇用・就業（働く）              | 50        |
| 施策（3）一般就労の促進                 | 50        |
| 施策（4）福祉的就労の充実・拡充             | 53        |
| 基本施策3 生活支援（自立した生活をする）        | 54        |
| 施策（5）生活支援体制の充実               | 54        |
| 施策（6）相談体制の充実・強化              | 56        |
| 施策（7）権利擁護システムの充実             | 57        |
| 基本施策4 安心安全で質の高い生活（安全に豊かに暮らす） | 59        |
| 施策（8）住環境の整備                  | 59        |
| 施策（9）外出・社会参加手段の確保            | 60        |
| 施策（10）生涯学習・スポーツ・レクリエーションの充実  | 62        |
| 施策（11）安全な建物・道路・交通機関の確保       | 63        |
| 施策（12）防災・安全対策の充実             | 64        |
| 基本施策5 保健・医療（すこやかに生きる）        | 65        |
| 施策（13）健康増進及び疾病の予防・早期発見の推進    | 65        |
| 施策（14）医療の充実                  | 66        |
| 施策（15）機能回復・維持訓練の充実           | 67        |
| 基本施策6 情報・コミュニケーション（つながる）     | 68        |
| 施策（16）コミュニケーション手段の確保         | 68        |
| 施策（17）情報提供の充実                | 69        |
| 基本施策7 啓発・交流・協働（みんな一緒に）       | 70        |
| 施策（18）啓発・福祉教育・交流活動の推進        | 70        |
| 施策（19）地域福祉活動の促進              | 72        |
| 施策（20）外国人障害者施策の充実            | 73        |
| <b>資料編</b>                   | <b>75</b> |
| 1 策定経過                       | 77        |
| 2 伊勢崎市障害者計画策定委員名簿            | 78        |
| 3 伊勢崎市障害者計画策定委員会設置要綱         | 79        |

# 第1章 計画の概要





# 1 計画の位置づけ

- 本計画は、本市の障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。
- 「障害者基本法」(障害者があらゆる分野において分け隔てられることなく、他者と共生することができる社会(共生社会)を実現するための法律)第11条第3項に基づく市町村障害者計画にあたります。
- 伊勢崎市障害者計画(平成19~25年度、以下「第1次障害者計画」という。)を継承し、また平成23年度に策定した「第3期伊勢崎市障害福祉計画」(障害者自立支援法第88条に基づきサービス提供体制の確保に関する目標等を定めるもの)との整合を図っています。
- 伊勢崎市総合計画、伊勢崎市地域福祉計画をはじめ、関連する市の計画との整合を図っています。また、群馬県障害者計画(バリアフリーぐんま障害者プラン5)との整合を図っています。

## 障害者基本法の一部を改正する法律【概要】

### 1) 目的規定の見直し(第1条関係)

- 全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。

### 2) 障害者の定義の見直し(第2条関係)

- 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁(障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの)により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

### 3) 地域社会における共生等(第3条関係)

- 1)に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と同しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図る。
- 全て障害者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 全て障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 全て障害者は、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

### 4) 差別の禁止(第4条関係)

- 障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
- 国は、差別の防止を図るため必要となる情報の収集、整理及び提供を行う。

### 5) 国際的協調(第5条関係)

- 1)に規定する社会の実現は、国際的協調の下に図られなければならない。

### 6) 国民の理解(第7条関係)／国民の責務(第8条関係)

- 国及び地方公共団体は、3)から5)までに定める基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を実施。
- 国民は、基本原則にのっとり、1)に規定する社会の実現に寄与するよう努める。

### 7) 施策の基本方針(第10条関係)

- 障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて施策を実施。
- 障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努める。

## 2 計画の期間

本計画は、平成 26～32 年度までの 7 か年計画です。

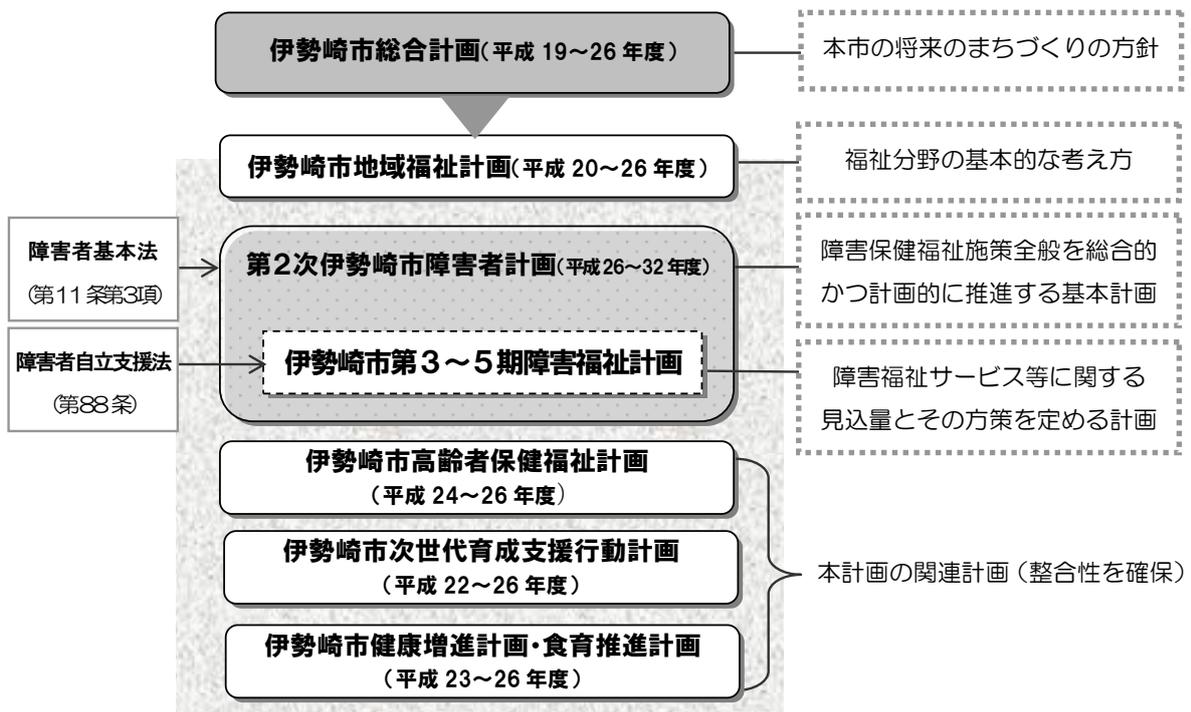
図表 1 本計画の期間

|            | 平成<br>19年度 | 20年度  | 21年度 | 22年度  | 23年度 | 24年度 | 25年度  | 26年度  | 27年度  | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|------------|------------|-------|------|-------|------|------|-------|-------|-------|------|------|------|------|------|
| 障害者<br>計画  | 第 1 次      |       |      |       |      |      |       | 第 2 次 |       |      |      |      |      |      |
| 障害福祉<br>計画 | 第 1 期      | 第 2 期 |      | 第 3 期 |      |      | 第 4 期 |       | 第 5 期 |      |      |      |      |      |
|            |            | 見直し   |      |       | 見直し  |      |       | 見直し   |       |      | 見直し  |      |      |      |

## 3 関連する計画

本計画は、本市の最も基本となる計画である「伊勢崎市総合計画」や本市の福祉分野における基本理念を定めた「伊勢崎市地域福祉計画」、その他、本計画の関連計画との整合性を保ちつつ策定するものです。

図表 2 本計画と関連計画との関係



## 4 ニーズの把握

第1次障害者計画に対する評価や今後の施策のニーズ等に関する意見を把握するため、市民アンケート調査を実施したほか、児童の保護者、ボランティアへの聞き取り調査を行いました。

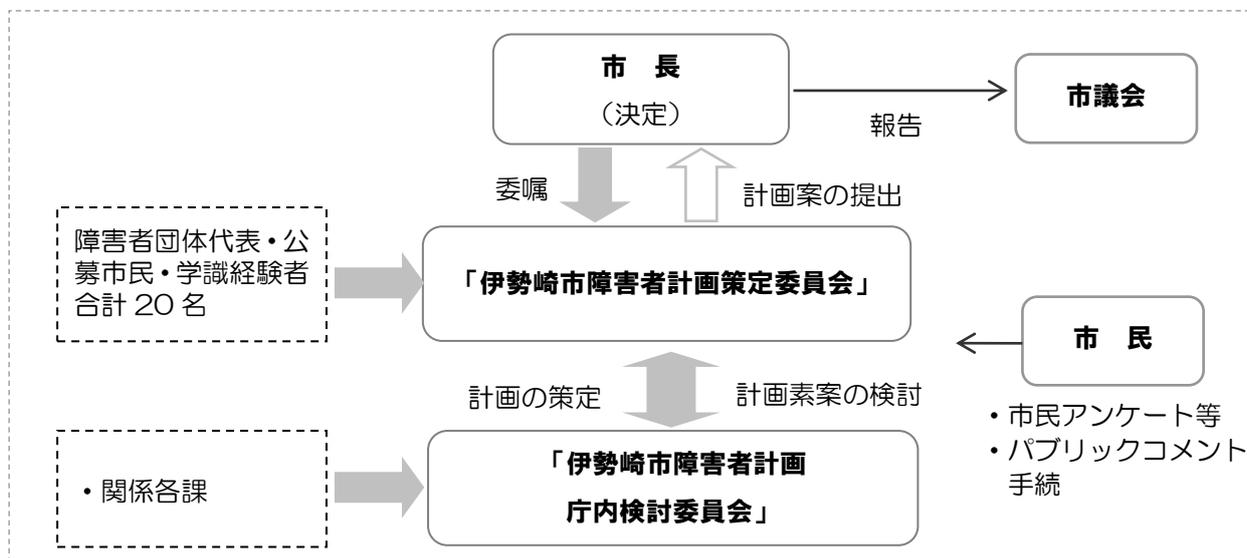
図表 3 調査の概要

|              |       |                                  |
|--------------|-------|----------------------------------|
| 1. 市民アンケート調査 | 調査期間  | 平成 25 年 5 月 16 日～6 月 10 日        |
|              | 調査方法  | 郵送による配布・回収                       |
|              | 配布数   | 身体・療育・精神保健福祉手帳所持者合計 2,400 人      |
|              | 有効回収率 | 47.4%                            |
| 2. インタビュー調査  | 実施日   | 平成 25 年 6 月 3 日                  |
|              | 実施方法  | 懇談会形式                            |
|              | 対象者   | 特別支援学級通級児童保護者、発達障害児保護者、障害者ボランティア |

## 5 検討組織と市民意見の収集

本計画は、市民アンケート調査やインタビュー調査、パブリックコメント手続等による市民の意見・要望を収集しました。また、障害者団体、公募市民や学識経験者などで組織される「伊勢崎市障害者計画策定委員会」の意見を踏まえながら、適切な反映を図って策定しています。

### 〔策定体制〕



## 6

### 国の障害者施策の動向

障害者自らが契約により福祉サービスを利用する「支援費制度」の導入に続き、福祉サービスの一元化や自立した日常生活の営みを目的とした「障害者自立支援法」が平成 17 年 10 月に成立、平成 18 年度に施行されましたが、その後も法の円滑施行のための特別対策や抜本的な見直しに向けた緊急措置など様々な改正が相次ぎました。

まず、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の締結に必要な国内法の整備など障害者制度の改革を行うため、平成 22 年 6 月、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」を閣議決定し、「障害の有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現」に向けて、新たな法律の協議が重ねられてきました。こうした動きに呼応し、平成 22 年 12 月、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（「整備法」）」が成立し、地域における自立した生活のための支援の充実が図られました。

平成 23 年 6 月、障害者の虐待の防止に係る国・地方公共団体等の責務等を規定した「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（「障害者虐待防止法」）」が成立し、平成 24 年 10 月に施行されました。

平成 23 年 8 月、本計画の根拠法となる「障害者基本法の一部を改正する法律」が公布され（一部を除き同日施行）、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するとの目的規定の見直し、障害者の定義の見直しや差別の禁止などが規定されました。

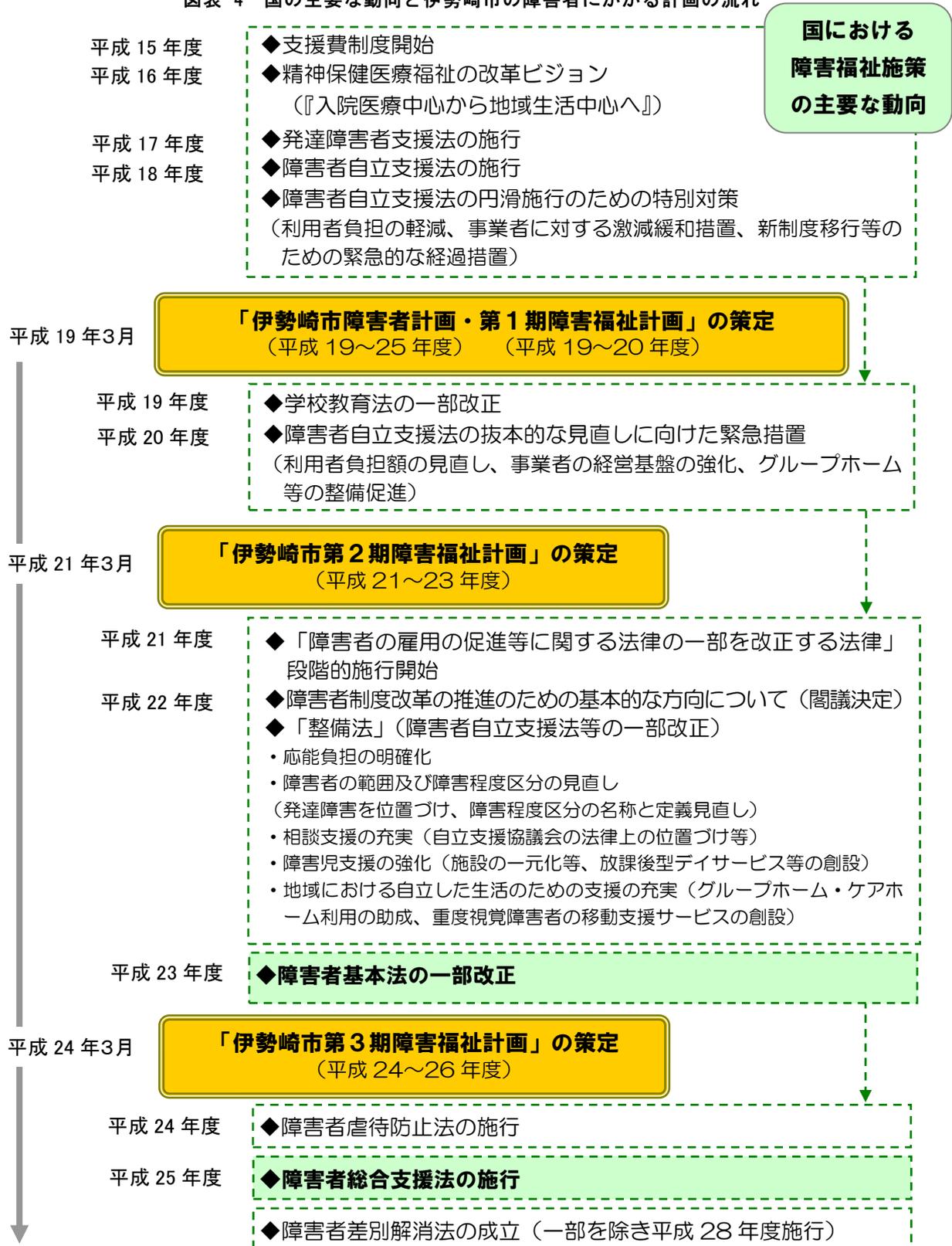
平成 24 年 3 月には、障害者自立支援法の改正案が閣議決定され、新たに「地域社会における共生の実現」を基本理念に掲げた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が平成 25 年 4 月に施行（一部は 26 年 4 月施行）されました。これにより“制度の谷間”にあった難病により生活上の支援が必要な人もサービス受給の対象となりました。

一方、障害のある人の雇用環境については、平成 20 年度から「障害者の『働く場』に対する発注促進税制」が創設されたほか、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」（昭和 35 年制定）の一部改正により、中小企業における障害者雇用の促進、短時間労働に対応した雇用率制度の見直し、障害者に対する差別の禁止や法定雇用率の算定基礎の対象に精神障害者が追加されるなどの一部改正が行われました。

このほか、平成 17 年 4 月には「発達障害者支援法」が施行され、発達障害の早期発

見、国及び地方公共団体の責務、発達障害者の自立及び社会参加への支援が定められました。平成 19 年 4 月には学校教育法の一部改正により特別支援教育が法的に位置づけられ、小中学校における学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等も含め障害のある児童生徒への適切な教育、障害種別を超えた特別支援学校制度が創設されました。

図表 4 国の主要な動向と伊勢崎市の障害者にかかる計画の流れ



## 7 県の取組

群馬県では、平成5年度に「群馬県障害者施策行動計画バリアフリーぐんま障害者プラン」(平成5～12年度)を策定し、障害のある人にとっての様々な障壁(バリア)を取り除く「バリアフリー」を基本理念とし、障害者施策を総合的・計画的に推進してきました。

平成13年度、国の障害者プランの策定、介護保険制度の導入、「福祉のまちづくり」推進のためのハートビル法や交通バリアフリー法の制定などを反映して、「群馬県障害者計画～バリアフリーぐんま障害者プラン2～」(平成14～17年度)、続いて平成17年度には、「障害者についての正しい認識の重視」「障害者自立支援法に対応した福祉サービス等の充実・強化」「発達障害者支援対策の充実」「特別支援教育の推進」を特色とする「群馬県障害者計画～バリアフリーぐんま障害者プラン3～」(平成18～22年度)として見直しました。平成18年度には障害者自立支援法を受けて、第1期群馬県障害福祉計画(平成18～20年度)を策定しましたが、第2期群馬県障害福祉計画を策定するにあたり、障害者計画と障害福祉計画を統合することとなり、「群馬県障害者計画・第2期群馬県障害福祉計画～バリアフリーぐんま障害者プラン4～」(平成21～23年度)を策定し、現行の「群馬県障害者計画～バリアフリーぐんま障害者プラン5～」(平成24～26年度)に至っています。なお、平成15年3月には、人にやさしい福祉のまちづくりに関し、県、県民及び事業者の責務及び役割を明らかにする「人にやさしい福祉のまちづくり条例」を制定しています。

現行の「バリアフリーぐんま障害者プラン5」の主な内容は次の通りです。

### 【基本的な考え方】

「障害のある人が自己選択と自己決定にもとづき地域社会の中で安心して生活し、自分らしい生き方ができる社会の実現を目指す」

### 【施策の方向性】

- 障害の有無に関わらず、すべての県民が相互に人格と個性を尊重し支え合う社会の実現
- 障害のある人の主体的な選択が尊重される社会の実現
- 障害のある人が適切な支援のもとに地域で安心して暮らせる社会の実現

### 【計画策定において重視した事項】

- 平成23年8月の障害者基本法の抜本改正を踏まえた障害者の定義の見直し
- 平成23年6月に制定された障害者虐待防止法を踏まえた取組の実施
- 障害のある人の地域での生活を推進する取組の実施
- 「5疾病」の一つに位置づけられた精神疾患に関する取組の実施
- 障害のある人の自立や社会参加を促進する就労支援の取組の実施
- 東日本大震災を踏まえた障害のある人の災害時支援

## **第2章 障害のある人をめぐる本市の状況**





# 1 地域社会の変化と障害者施策の視点

伊勢崎市においてもこの数年の間に地域社会は大きく変化しており、これからの障害者施策は地域社会の変化に対応した柔軟な視点が求められます。各種データからみた伊勢崎市の変化と障害者施策で求められる視点を整理します。

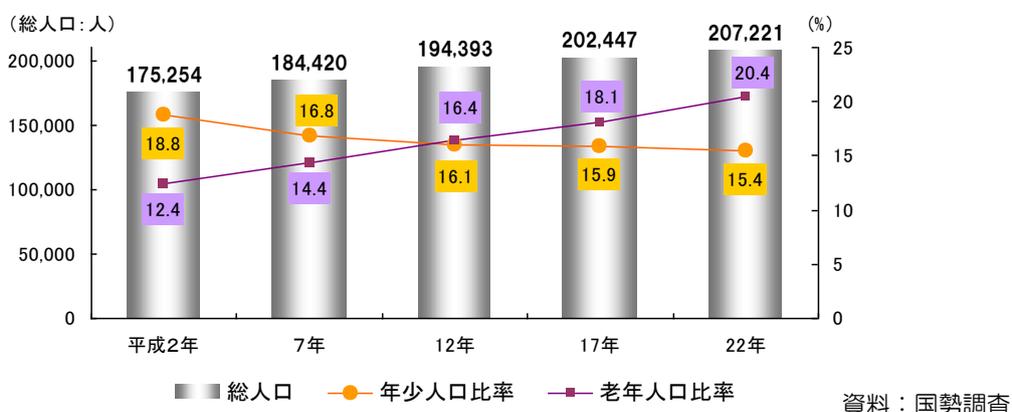
## (1) 人口の動向

平成 17 年の合併以降、総人口は 20 万人を超えてきましたが、出生数が死亡数を下回る状況などから、今後、総人口は減少していくことが予想されます。平成 12 年には老年人口（65 歳以上）比率が年少人口（15 歳未満）比率を上回り、少子高齢化は一層進むと考えられます。

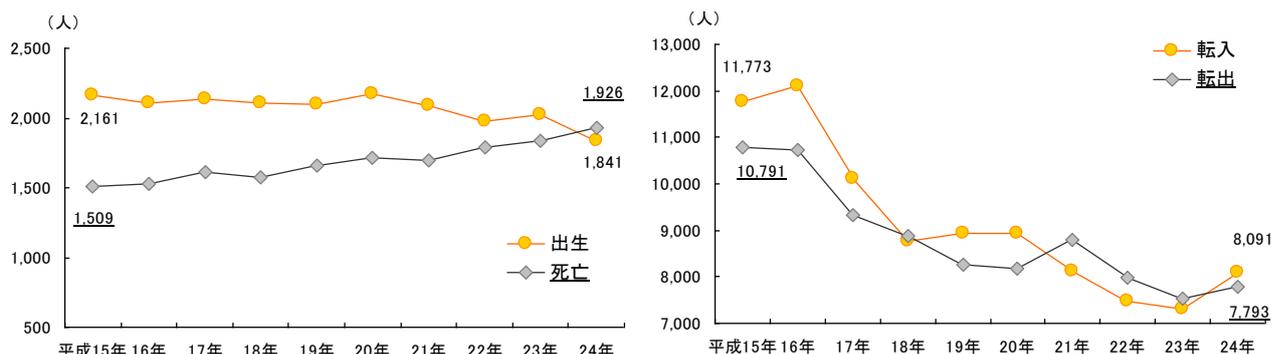
平成 15 年以降の各年の人口の動向をみると、出生数は減少傾向、死亡数は増加傾向にあり、平成 24 年には死亡数が出生数を上回りました。一方、転入・転出はほぼ一貫して減少傾向にあります。

外国人市民については近年は減少傾向にあり、平成 24 年では 1 万人を下回りました。

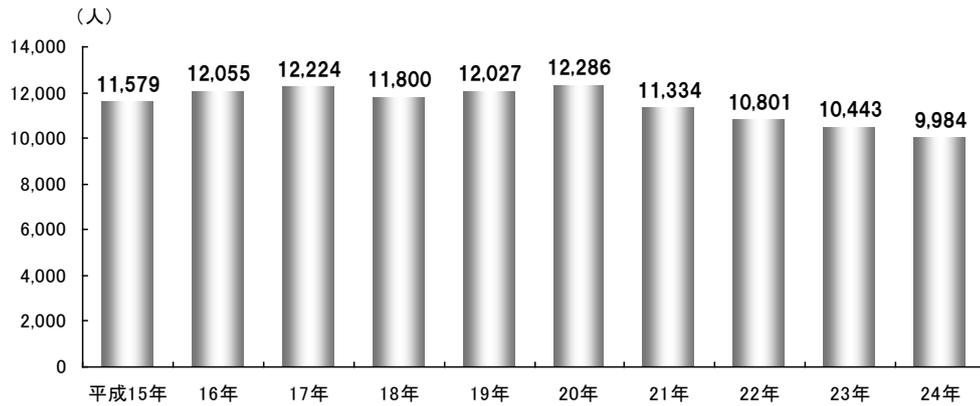
図表 5 総人口・年齢3区分人口の推移



図表 6 自然増減（左）・社会増減（右）の推移



図表 7 外国人市民の推移



資料：人口動態統計（12月末）

図表 8 国籍別外国人市民の推移

| (人)   | 平成15年 | 16年   | 17年   | 18年   | 19年   | 20年   | 21年   | 22年   | 23年   | 24年   |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ブラジル  | 4,763 | 5,019 | 5,221 | 5,087 | 5,123 | 5,304 | 4,650 | 4,182 | 3,822 | 3,456 |
| ペルー   | 2,460 | 2,629 | 2,755 | 2,750 | 2,819 | 2,788 | 2,648 | 2,607 | 2,562 | 2,495 |
| フィリピン | 1,206 | 1,246 | 1,057 | 998   | 1,030 | 1,103 | 1,075 | 1,064 | 1,074 | 1,075 |
| ベトナム  | 678   | 694   | 737   | 763   | 831   | 887   | 921   | 919   | 902   | 896   |
| 中国    | 458   | 480   | 513   | 545   | 620   | 686   | 631   | 610   | 636   | 720   |
| 朝鮮韓国  | 210   | 201   | 200   | 204   | 209   | 220   | 224   | 221   | 213   | 206   |
| その他   | 1,804 | 1,786 | 1,741 | 1,453 | 1,395 | 1,298 | 1,185 | 1,198 | 1,234 | 1,136 |

**Point!**

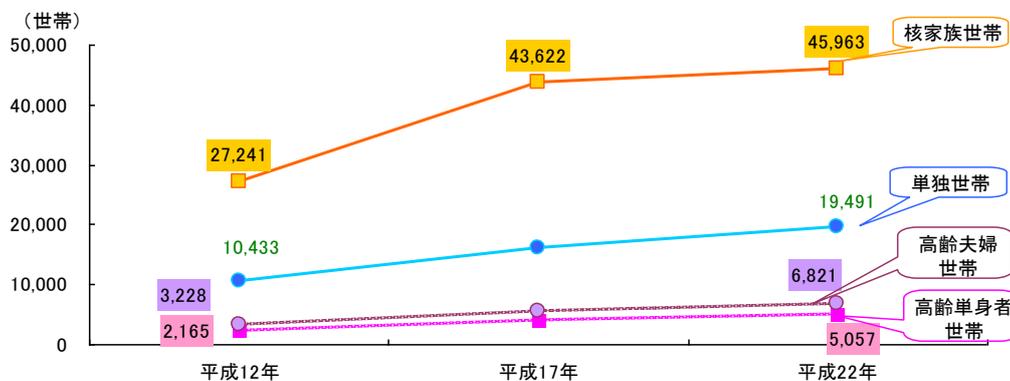
今後は人口減少と少子高齢化が進むことが想定される。

→市の活力が失われないよう、みんなで協力していくことが必要。

## (2) 世帯の状況

平成22年の核家族世帯は約46,000世帯で、単独世帯が2万世帯近くにのぼり、いずれも増加しています。高齢夫婦世帯や地域生活の維持に支援が必要になる可能性が高い高齢単身者世帯（一人暮らし高齢者世帯）も一貫して増加しています。

図表 9 世帯の推移



資料：国勢調査

**Point!**

家族形態は多様化、小規模化。

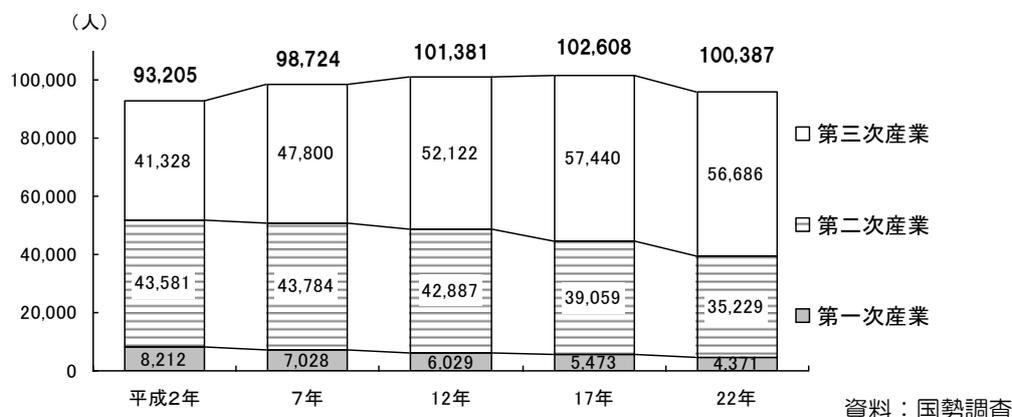
→家族の支えがない人が増え、家族介助を前提とした従来の施策は見直しが必要。

### (3) 産業別就業人口の推移

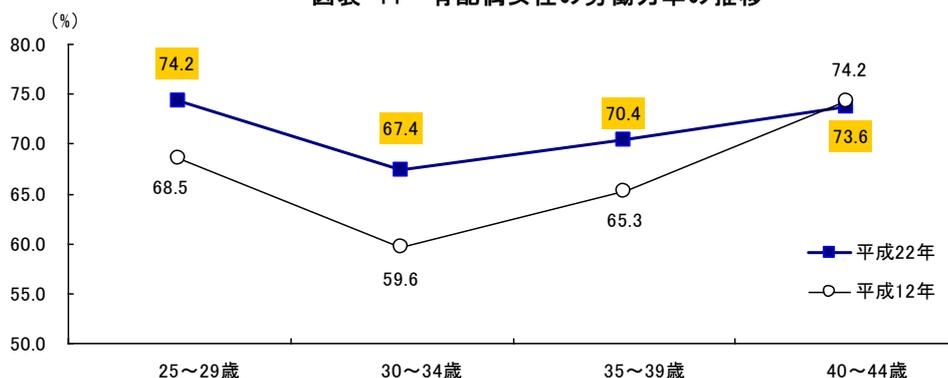
高齢化の進展に伴って就業人口も次第に減少しており、平成22年では10万人をわずかに上回る水準となっています。内訳では、農業を中心とする第一次産業が一貫して減少し、平成22年では5千人を下回りました。製造業を中心とする第二次産業も減少傾向にあり、平成22年では3.5万人となっています。一方、第三次産業は平成2年の4万人台から平成12年以降は5万人台にのぼります。

なお、全国的にも女性の社会進出が進んできていますが、本市においても子育て期の20歳代後半から30歳代後半の有配偶女性の労働力率<sup>1</sup>が10年間で著しく増加しています。

図表 10 産業別就業人口の推移



図表 11 有配偶女性の労働力率の推移



**Point!**

- 第三次産業で働く人が半数を超えており、子育て期の働く女性が増えている。
- 第三次産業は勤務形態が多様で、障害者雇用の広がりも期待される。
- 障害児の母親も働くことを想定した支援が必要。

<sup>1</sup> 労働力率：

労働力人口（就業者と完全失業者の合計）が15歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く。）に占める割合。

就業者とは調査期間中（調査年の9月23日～30日）に収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした人、完全失業者とは調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人をいう。

# 2

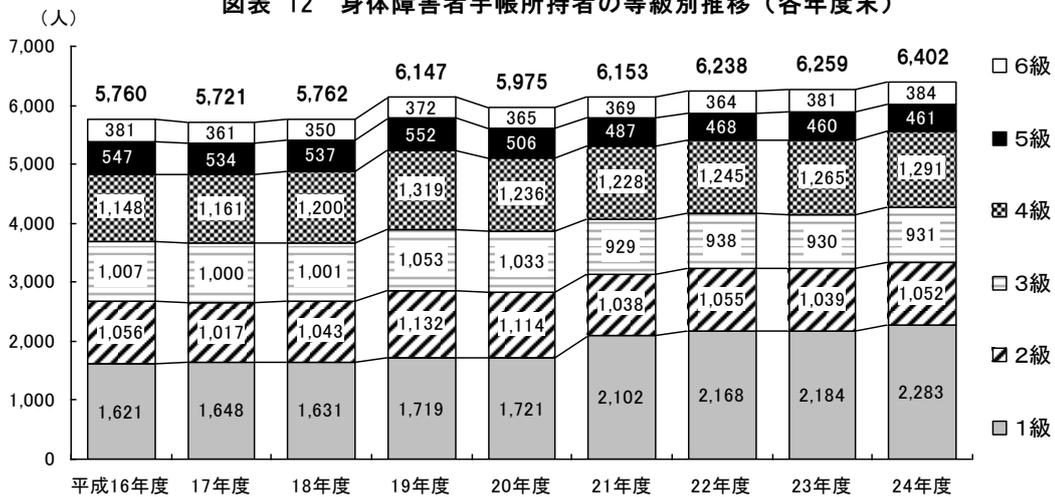
## 障害者の状況

### (1) 身体障害者の状況

平成 24 年度末現在で、身体障害者手帳所持者数が 6,402 人となっており、これは同時期の総人口（211,419 人）の 3.03%にあたります。

手帳の等級分布の推移をみると、最も大きな割合を占める 1 級が増加しています。種別では「肢体不自由（上肢・下肢・体幹）」が 50%台で推移し、「内部障害」が続いており、やや増加傾向となっています。このほか、「視覚障害」と「聴覚・平衡機能障害」が 10%弱、「音声・言語・そしゃく機能障害」が 1%強となっています。

図表 12 身体障害者手帳所持者の等級別推移（各年度末）



図表 13 身体障害者手帳所持者の等級別割合の推移（各年度末）

| (%) | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|-----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 1級  | 28.1     | 28.8     | 28.3     | 28.0     | 28.8     | 34.2     | 34.8     | 34.9     | 35.7     |
| 2級  | 18.3     | 17.8     | 18.1     | 18.4     | 18.6     | 16.9     | 16.9     | 16.6     | 16.4     |
| 3級  | 17.5     | 17.5     | 17.4     | 17.1     | 17.3     | 15.1     | 15.0     | 14.9     | 14.5     |
| 4級  | 19.9     | 20.3     | 20.8     | 21.5     | 20.7     | 20.0     | 20.0     | 20.2     | 20.2     |
| 5級  | 9.5      | 9.3      | 9.3      | 9.0      | 8.5      | 7.9      | 7.5      | 7.3      | 7.2      |
| 6級  | 6.6      | 6.3      | 6.1      | 6.1      | 6.1      | 6.0      | 5.8      | 6.1      | 6.0      |

図表 14 身体障害者手帳所持者（種類）の推移（各年度末）

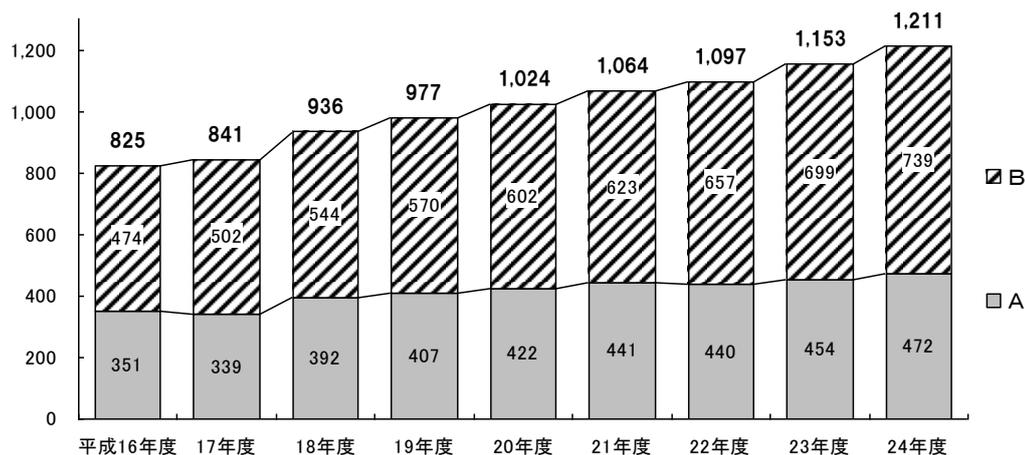
| (%)             | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|-----------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 視覚障害            | 7.2      | 7.0      | 7.0      | 6.6      | 6.7      | 6.5      | 6.2      | 6.1      | 5.8      |
| 聴覚・平衡機能障害       | 7.6      | 7.6      | 7.6      | 7.4      | 7.7      | 7.4      | 7.4      | 7.4      | 7.5      |
| 音声・言語・そしゃく機能障害  | 1.2      | 1.2      | 1.1      | 1.3      | 1.3      | 1.3      | 1.2      | 1.2      | 1.3      |
| 肢体不自由(上肢・下肢・体幹) | 56.3     | 55.4     | 55.4     | 55.0     | 54.6     | 55.2     | 55.4     | 55.4     | 54.9     |
| 内部障害            | 27.8     | 28.8     | 28.8     | 29.7     | 29.8     | 29.7     | 29.9     | 29.9     | 30.5     |

注：四捨五入により合計が一致しないことがあります

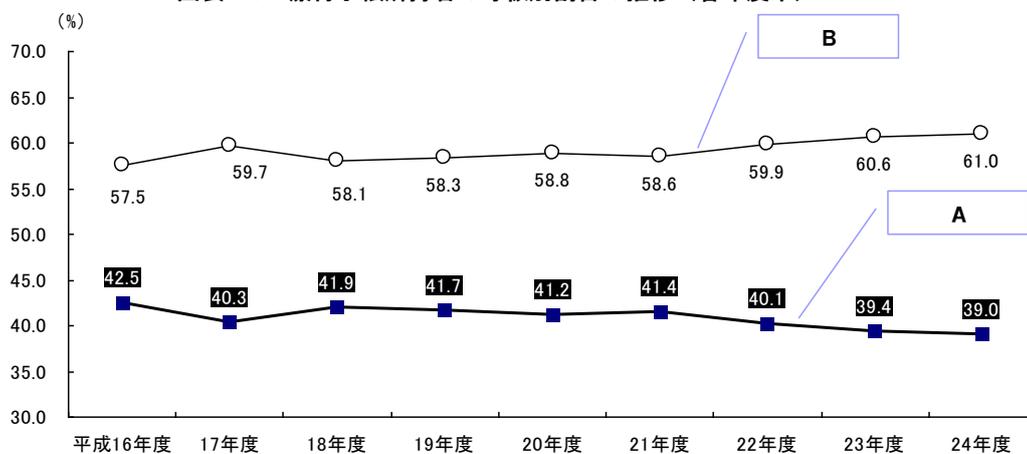
## (2) 知的障害者の状況

平成24年度末現在で、療育手帳所持者数は1,211人となっており、総人口の0.57%に相当します。手帳の等級分布の推移をみると、重度（A判定）が占める割合は減少し、軽度（B判定）の割合が増加しています。年齢については、18歳未満が300人台（全体の20%台）で推移しています。

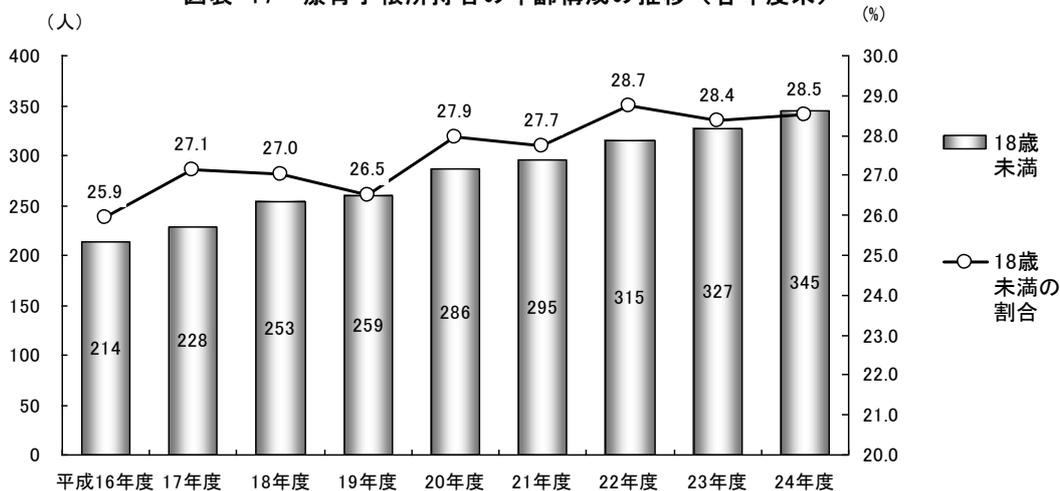
(人) 図表 15 療育手帳所持者の等級別推移（各年度末）



図表 16 療育手帳所持者の等級別割合の推移（各年度末）



図表 17 療育手帳所持者の年齢構成の推移（各年度末）



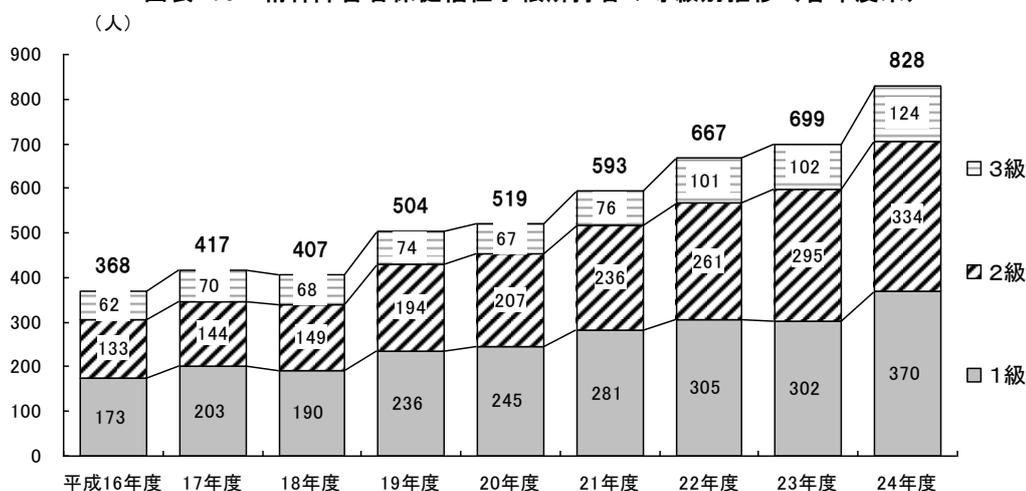
### (3) 精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は平成 19 年度以降、年々増加しており、平成 24 年末現在で 828 人と総人口の 0.39%に相当します。

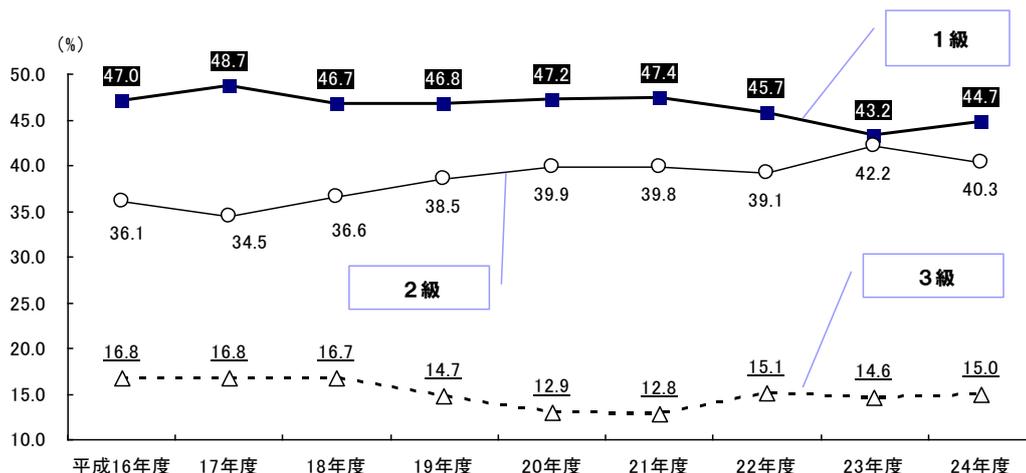
自立支援医療(精神通院)年間受給者数も平成 19 年度で急増し、それ以降は毎年 10% 前後増加し、平成 24 年度末現在では前年度比 16%増の 2,071 人となっています。これは総人口の 0.98%に相当します。

疾病分類でみると、「統合失調症」と「気分(感情)障害」がそれぞれ 40%近くを占めています。

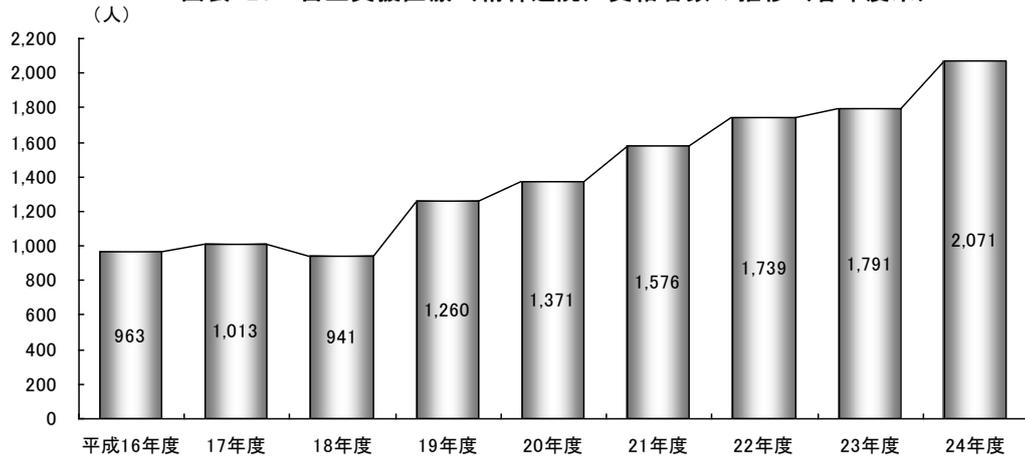
図表 18 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別推移 (各年度末)



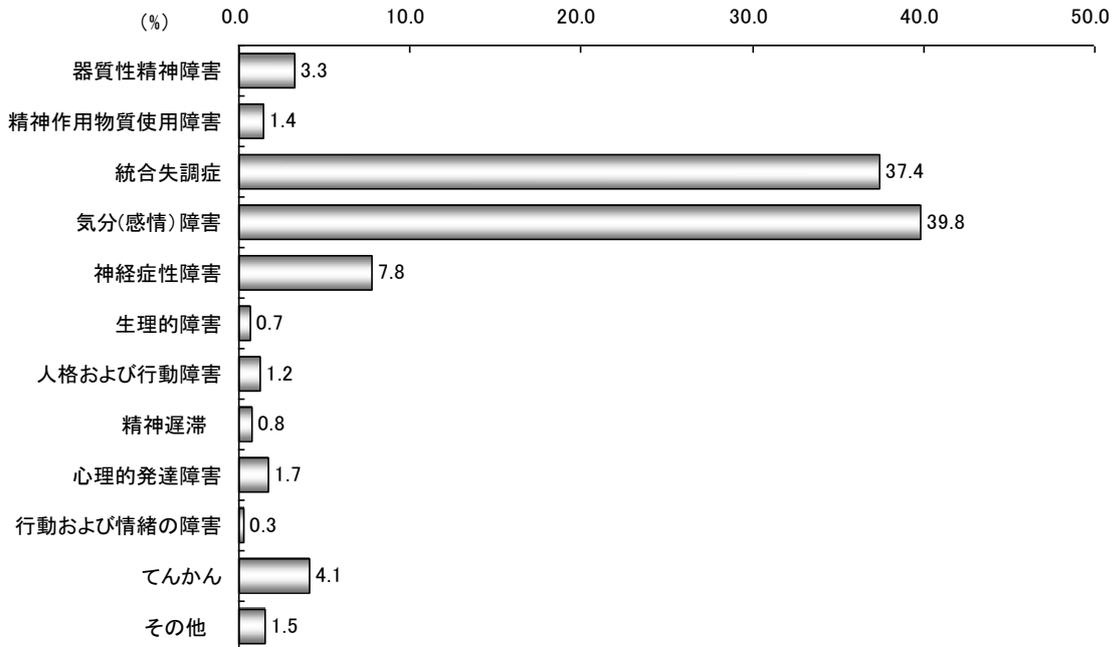
図表 19 精神保健福祉手帳所持者の等級別割合の推移 (各年度末)



図表 20 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移（各年度末）



図表 21 自立支援医療（精神通院）受給者の疾病分類（平成 24 年度末）



#### (4) 障害程度区分認定の状況

平成 24 年度末現在で介護給付費等の支給決定を受けている障害程度区分認定<sup>2</sup>者は 667 人にのぼり、「区分 6」「区分 3」が 20%台、「区分 2」「区分 4」「区分 5」が 10%台、「区分 1」が最も少なく 6.9%となっています。

障害種別認定者をみると、知的障害者が 435 人と最も多く、身体障害者が 165 人、精神障害者は 67 人となっています。

身体障害者は「区分 6」(40.6%)、知的障害者は「区分 3」(24.8%) が最も多く、精神障害者では「区分 2」が 53.7%を占めています。

なお、障害者総合支援法の施行により、平成 26 年 4 月からは、「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、その定義を「障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの」として厚生労働省令で定める区分とすることが決定しています。

図表 22 障害程度区分認定の状況（平成 24 年度末現在）

| (上段:人/下段:%) | 区分 1          | 区分 2           | 区分 3           | 区分 4           | 区分 5           | 区分 6           | 計               |
|-------------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|
| 身体障害者       | 13<br>(7.9%)  | 22<br>(13.3%)  | 21<br>(12.7%)  | 17<br>(10.3%)  | 25<br>(15.2%)  | 67<br>(40.6%)  | 165<br>(100.0%) |
| 知的障害者       | 16<br>(3.7%)  | 59<br>(13.6%)  | 108<br>(24.8%) | 86<br>(19.8%)  | 77<br>(17.7%)  | 89<br>(20.5%)  | 435<br>(100.0%) |
| 精神障害者       | 17<br>(25.4%) | 36<br>(53.7%)  | 12<br>(17.9%)  | 2<br>(3.0%)    | 0<br>(0.0%)    | 0<br>(0.0%)    | 67<br>(100.0%)  |
| 計           | 46<br>(6.9%)  | 117<br>(17.5%) | 141<br>(21.1%) | 105<br>(15.7%) | 102<br>(15.3%) | 156<br>(23.4%) | 667<br>(100.0%) |

<sup>2</sup> 障害程度区分認定：

福祉サービスの利用者の心身の状況を判定するもの。「区分 1～6」の 6 段階があり、これによって受けられる福祉サービスの範囲などが決まります。判定は 106 項目（79 項目は介護保険と同じ内容であり、残りの 27 項目が障害に関する内容）にわたる調査で行われ、調査結果により一次判定が行われます。その後、医師の意見書を考慮しながら、市が設置する審査会で二次判定が行われ、それらを元に市が区分を認定します。

# 3 第1次障害者計画の取組状況

## (1) 取組状況調査

平成24年度末に取組状況を調査し、成果と課題の検証を行いました。第1次障害者計画では施策・事業を以下のA～Dの4つに区分しています(図表23)。調査の結果、A～Dを合わせた全155施策・事業のうち、145(94%)は実施しました。計画には掲載したものの実施しなかった(未実施)は10施策・事業で6%です(図表24)。なお、実施率とは、実施予定施策のうち実施した割合をいいます。

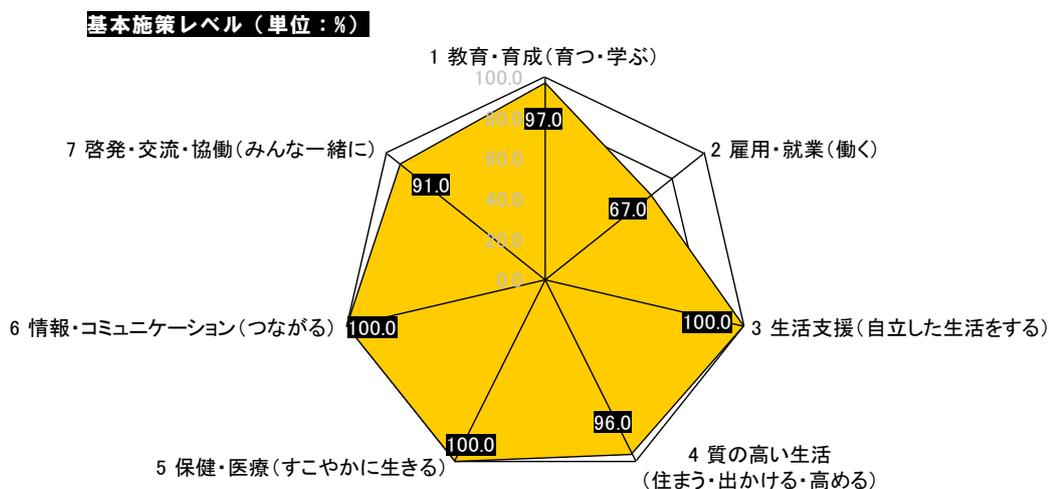
図表23 第1次障害者計画における実施区分

| 施策・事業の実施の区分 |   |
|-------------|---|
| A           | (平成19年度)現在実行している施策・事業であり、今後さらに充実し継続するもの |
| B           | 新規事業として、平成23年度までに実施することを目標とするもの         |
| C           | 新規事業として、平成25年度までに実施することを目標とするもの         |
| D           | 新規事業として、実施に向けた検討を行うもの                   |

図表24 第1次障害者計画における施策・事業の掲載数と実施率

|     | A    | B   | C   | D   | 合計  |
|-----|------|-----|-----|-----|-----|
| 掲載数 | 120  | 15  | 9   | 11  | 155 |
| 実施数 | 120  | 11  | 6   | 8   | 145 |
| 実施率 | 100% | 73% | 67% | 73% | 94% |

図表25 第1次障害者計画における基本施策の実施率



基本施策3「生活支援」、基本施策5「保健・医療」及び基本施策6「情報・コミュニケーション」については実施率100%、基本施策1「教育・育成」、基本施策4「質の

高い生活」、基本施策7「啓発・交流・協働」は実施率が90%を超えました。しかし、基本施策2「雇用・就業」については67%と他の基本施策に比べて低い水準となっています(図表25)。

実施区分別でみると、A(継続事業)については実施率が100%ですが、B(平成23年度までに実施を目標)及びC(平成25年度までに実施を目標)はそれぞれ73%、67%、D(実施に向けて検討するもので、実施年度を定めていない)はBと同率の73%といずれも低い水準にとどまりました(図表24)。

### 〔基本施策ごとの概要〕

◇基本施策1は、「18歳までの地域での一貫した教育を実現しよう」を目標としており、実施率は97%です。平成25年4月、県下でいち早く「こども発達支援センター」を設置したことは注視される点です。

◇基本施策2は、「いせさき版障害者就労モデルをつくろう」を目標としており、実施率は67%と7つの施策の中で最も低い結果となりました。市が直接実施している施策としては、福祉作業所や就労系サービスの提供などの福祉的就労が多く、一般就労への支援については、就労支援協議会や障害者就業・生活支援センター、ハローワークによるところが大きいのが実情です。

◇基本施策3は、「障害の種別を超えた総合的な相談支援体制と多様な資源のネットワークを確立しよう」を目標としており、実施率は100%です。「障害者(児)相談・生活支援センター」や「こども発達支援センター」等の設置により、相談窓口のワンストップ化を進めたことや、各種制度やサービスの提供等により、当初の目標はほぼ達成しました。今後はさらに利用する人の立場に立って、きめ細やかに対応していく必要があります。

◇基本施策4は、「障害のある人が地域であたりまえの生活ができる環境をつくろう」を目標としており、実施率は96%です。バリアフリー化やユニバーサルデザインの推進、思いやり駐車場の設置などハード面の整備は着実に進んでおり、自宅のバリアフリー改修等の補助事業も実施しています。移動手段としては、コミュニティバスや障害福祉サービスの実施、住環境の整備については、グループホーム等の必要量の確保や、市営住宅のバリアフリー化等を引き続き進めていくことが大切です。

◇基本施策5は、「いのちと健康を守ろう」を目標としており、実施率は100%です。「(1) 疾病の予防と早期発見の推進」「(2) 健康の保持・増進施策の充実」及び「(3) 医療サービスの充実」については、保健や医療の分野の関係各課が取り組んでいます。「(4) 機能回復・維持訓練の充実」については、介護保険課、地域包括支援センター、健康づくり課、健康管理センター、高齢福祉課等と連携しながら、適切なサービスの提供に努めています。

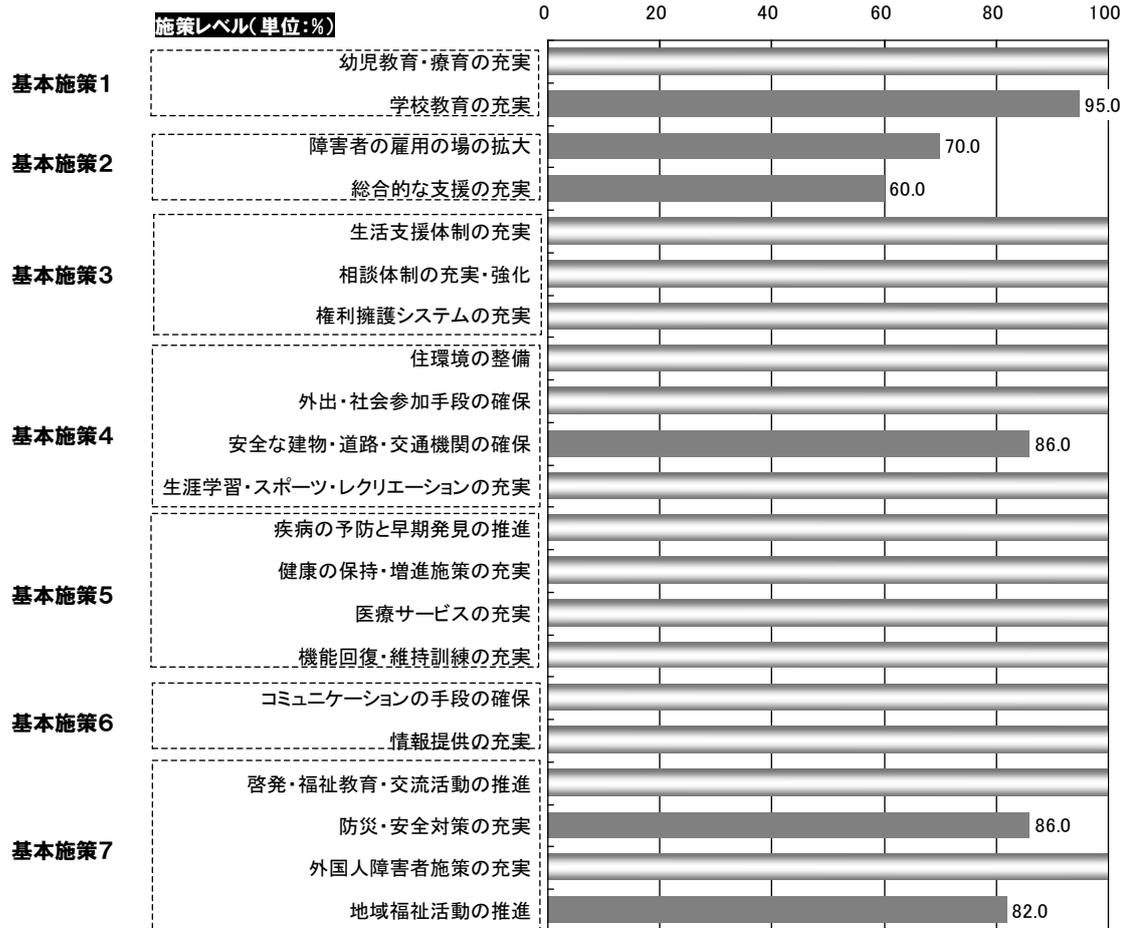
◇基本施策6は、「みんなでつながろう」を目標としており、実施率は100%です。誰もが市政情報を得られるよう、ホームページのアクセシビリティの向上や声の広報などの施策を実施しています。

◇基本施策7は、「心豊かな、安心・安全な地域生活を実現しよう」を目標としており、実施率は91%です。市や手をつなぐ育成会等の福祉団体の啓発活動を中心にノーマライゼーションの理念の普及に努めています。「(2) 防災・安全対策の充実」の施策については、災害時の支援計画や情報提供システムが構築されるなど、実施区分Dでの実施率は75%になりました。災害時の支援等については、今後も具体的な事業を進めていく必要が高い分野です。一方、「(4)

地域福祉活動の推進」は実施率が低く、特にボランティア等人的資源の育成や支援等の施策について、活動拠点の提供などを含めた幅広い支援の検討が求められています。

全施策の実施率は以下（図表 26）の通りで、実施率が低い施策の再検討はもちろんのこと、実施する施策・事業の成果を外部から評価できるよう、あらかじめ達成目標を設定する必要があります。

図表 26 第1次障害者計画における全施策の実施率



## (2) 第1次計画の総括と本計画への反映

第1次障害者計画の取組状況調査を踏まえ、以下の点に留意しました。

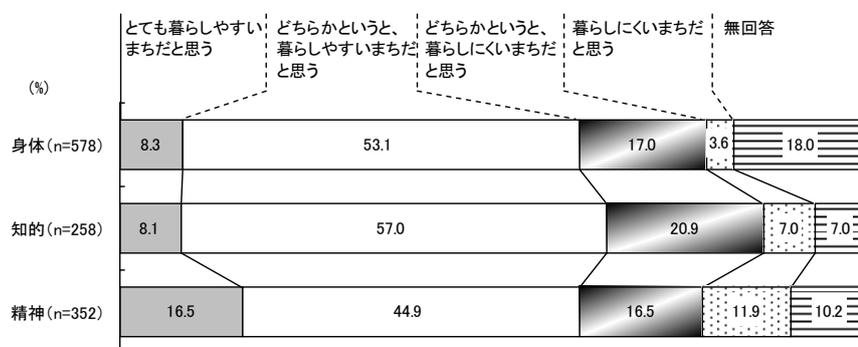
- 実施できなかった施策については、その原因を調査し、見直しを図っています。
- 真に障害者基本法の理念に基づく共生社会を実現する施策として、選択と集中を図りました。
- 計画の実効性を確保するため、重点的に取り組む事項を設定するとともに、成果をあげるための通過点として、庁内関連課で共有する「達成目標」（現状値と平成32年度の目標値）を施策ごとに設定しました。

### (3) 市民アンケートからみた評価のめやす

障害者にとって暮らしやすいまちかとの質問に、“概ね暮らしやすい”（「とても暮らしやすいまちだと思う」と「どちらかという、暮らしやすいまちだと思う」の合計）は3障害いずれも6割を超えました（図表 27）。「どちらかという、暮らしやすいまちだと思う」をみると、知的障害では前回調査より約13ポイント増加しています。

障害者が暮らしやすいまちづくりは市の施策だけでなく、地域社会とのかかわりも大きい要素です。“暮らしにくい”と答える人がいなくなるよう、障害者を一人の伊勢崎市民として認め支え合う、地域全体での取組も求められています。

図表 27 障害のある人にとって、いせきは住みやすいまちだと思いますか（問 50）



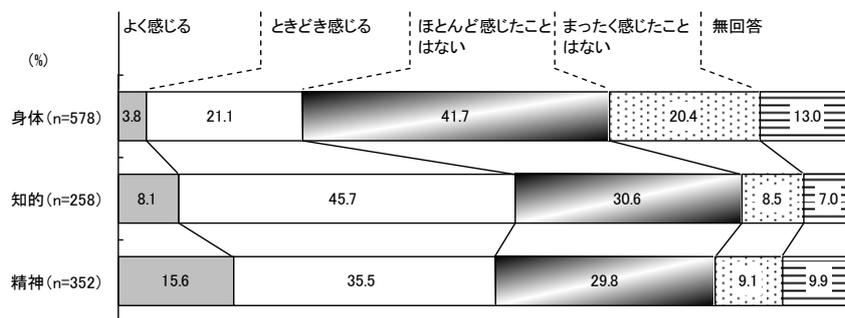
# 4 重点課題

注：図表タイトルの（ ）内は市民アンケートの間番号です

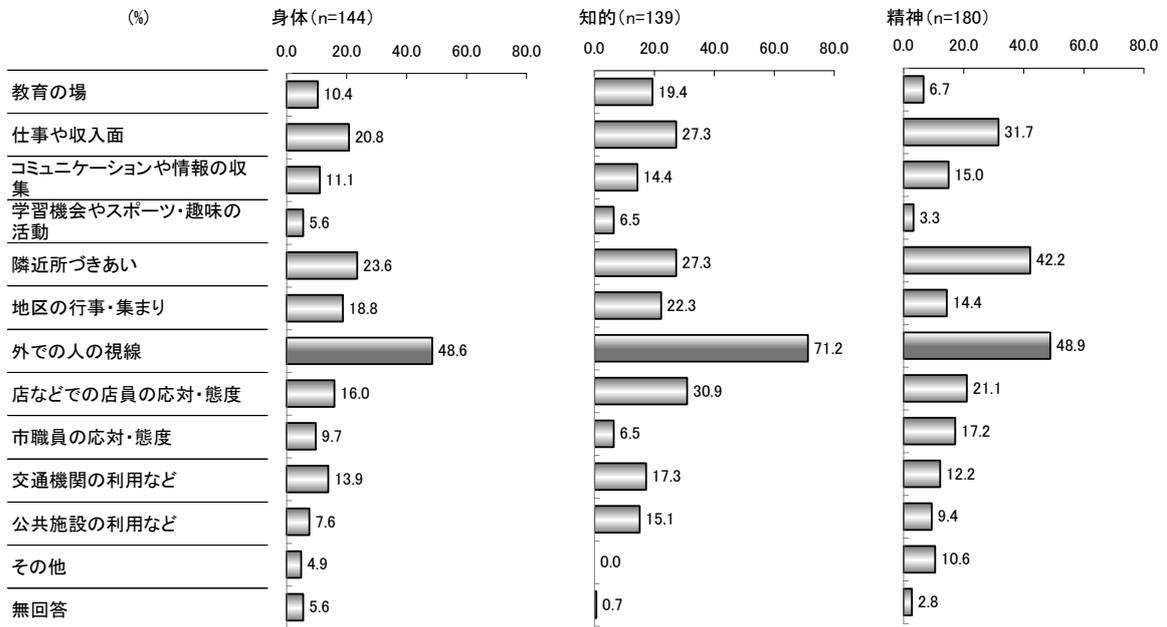
市民アンケート調査、インタビュー調査、策定委員からの意見や第1次障害者計画の点検を踏まえ、重点課題を以下のように整理します。

## 課題 1：障害者理解の促進

図表 28 差別や偏見、疎外感などを感じることがありますか（問 45）

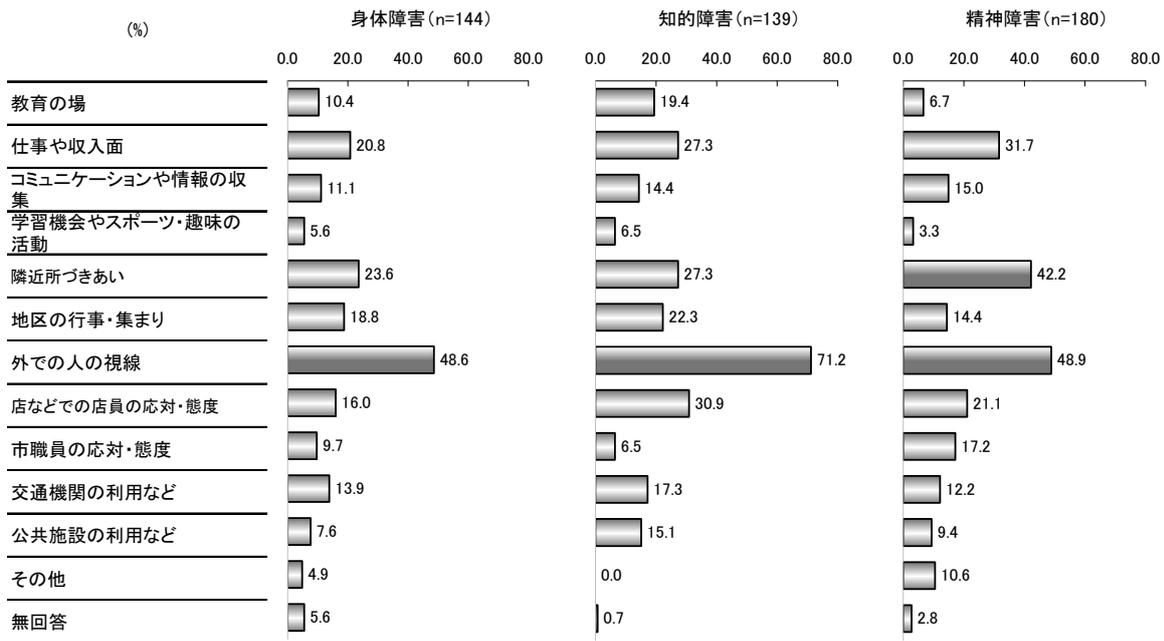


図表 29 どのような場面で差別や偏見などを感じましたか（問 46）



- 差別や偏見などについて、“概ね感じる”（「よく感じる」と「ときどき感じる」の合計）は、知的障害と精神障害で高く、そうした気持ちを感じる場所は「外での人の視線」や「隣近所づきあい」が多くなっています。
- 発達障害児保護者のインタビューにおいても差別や偏見を感じる人が多く、その場面としては子どもの日常生活の場である「教育の場」や「外での人の視線」が目立ちました。

図表 30 障害者の総合的な施設にどのようなことを希望しますか（問 43）



■ 3障害いずれも、総合的な施設に相談・情報収集機能と「いつでも、だれでも自由に過ごせる」機能を求めています。

### 障害者基本法改正のPoint!

#### ■ 目的規定の見直し（第1条関係）

- 全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。等

#### ■ 地域社会における共生等が明記（第3条関係）

- あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。等

#### ■ 差別の禁止が明記（第4条関係）

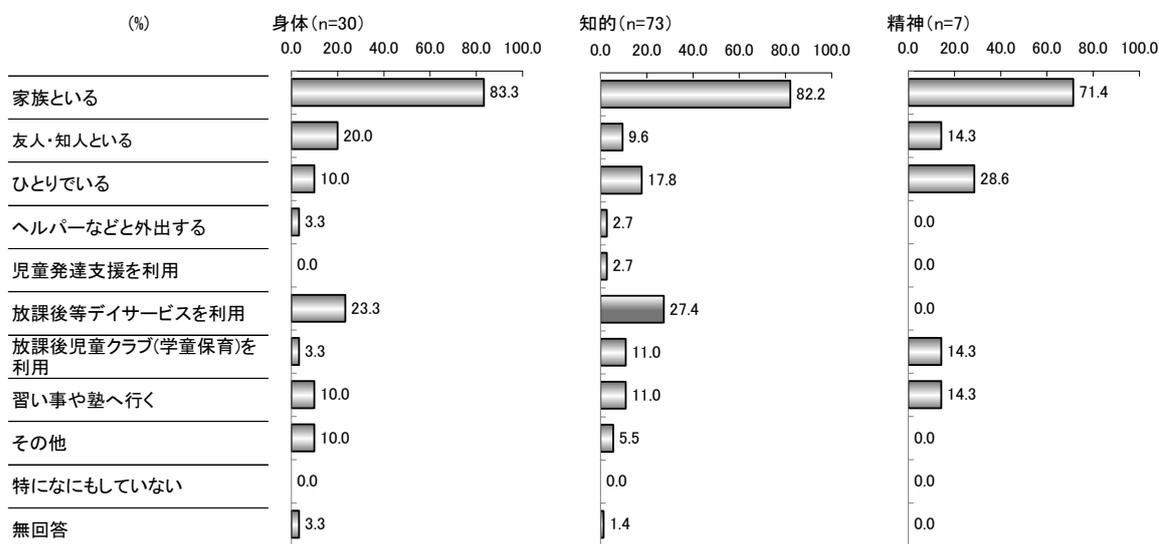
- 障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
- 差別等の防止に関する啓発及び知識の普及。等

#### [まとめ]

■ 障害者基本法の改正により、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことが規定されました。しかし、障害のある人にとって生活の様々な場面で差別や偏見を感じる事象が解消されていません。障害や障害者への理解を一段と深めていくため、障害のある人もない人も集える場が求められています。また、発達障害については、知識は広まってきたものの、理解力や対応力の向上が課題となっています。

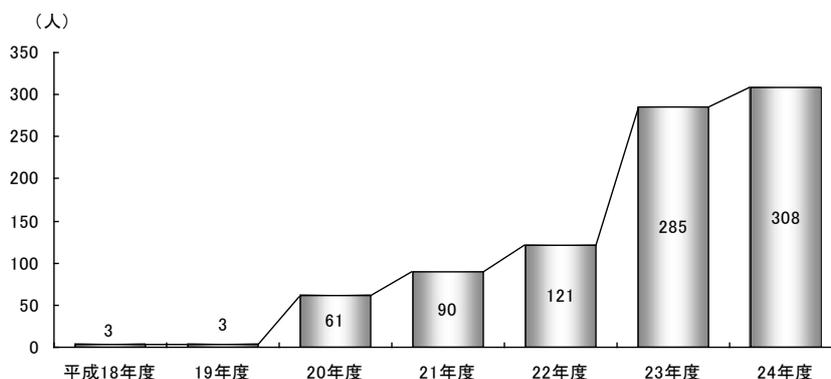
## 課題 2：日中活動の場の充実

図表 31 放課後や夏休みなどの長期休業中に、幼稚園、保育園、学校以外ではどのように過ごしていますか（問 35）



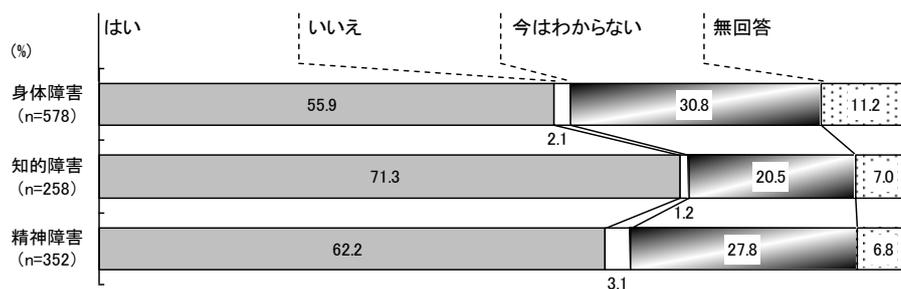
■子どもの放課後や長期休業時の現状の居場所をみると、「家族といる」とする人が圧倒的に多く、発達障害児保護者のインタビューでも同様の結果でした。

図表 32 生活介護の利用者数（月間）



■総合支援法の下に提供されている生活介護は、常に介護を必要とする人に、昼間、障害者支援施設等での介護と併せ、創作的活動や生産活動の機会にもなっています。平成20年度以降、障害者支援施設等の旧体系からの移行に伴い利用者は年々増加しており、平成24年度（25年3月）では308人にのぼります。このほか地域生活支援事業として提供されている地域活動支援センター事業も創作的活動、生産活動の場となっています。

図表 33 障害者に総合的な支援ができ、憩いの場となるような施設が必要だと思いますか（問 41）



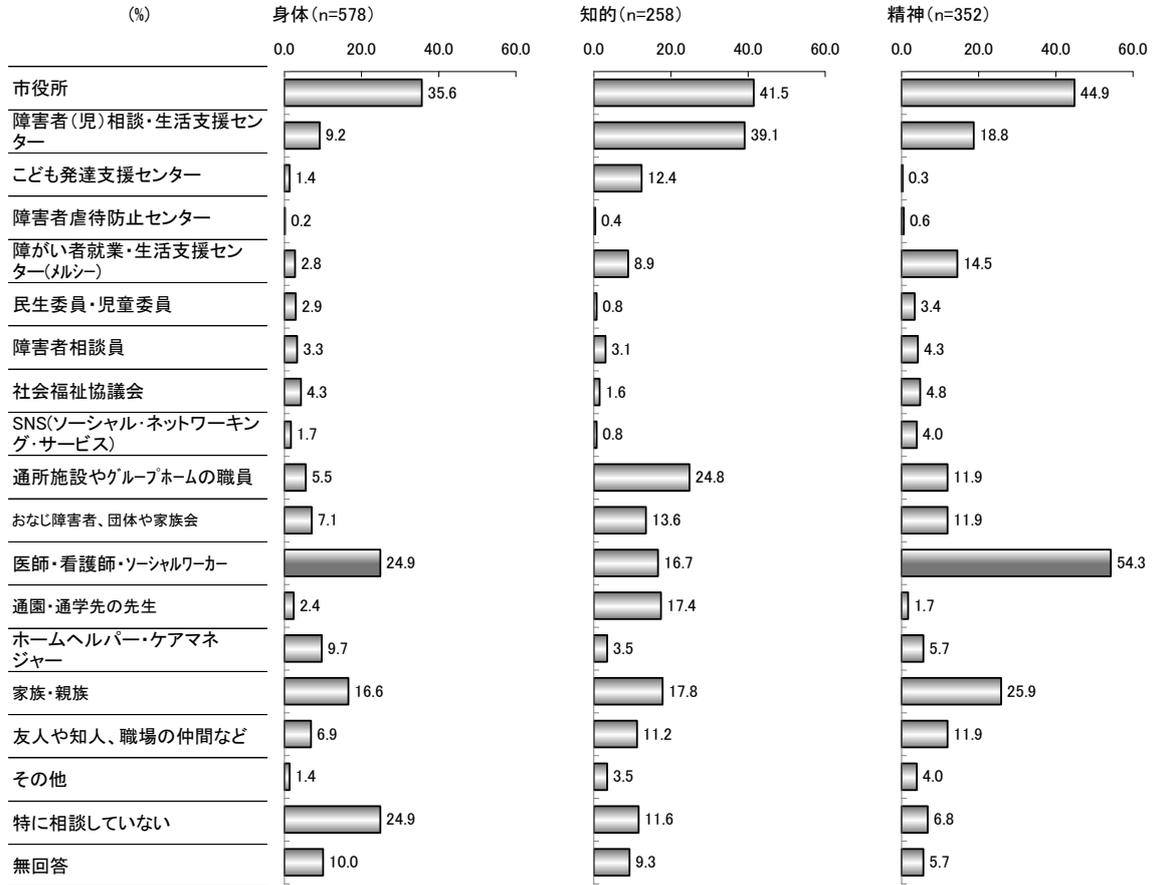
■障害者の憩いの場となる施設の必要性を質問したところ、知的障害で70%以上、精神障害で60%以上が希望しており、「いつでも、だれでも自由に過ごせる」「いつでも気軽に相談ができたり、必要な情報がえられる」をはじめ多様な機能を期待していることが分かりました（図表 30）。

〔まとめ〕

- 障害者一人ひとりの状況に適した日中活動の場が必要です。
- 障害のある子どものコミュニケーション能力を高めるためにも、家庭の負担や不安を軽減するためにも、子どもの居場所づくりが求められています。
- 誰もがいつでも気軽に集まれる場所、相談したり情報を得たり、障害者の多様なニーズに応えられ、いつでも、誰でも自由に過ごせる場が求められています。

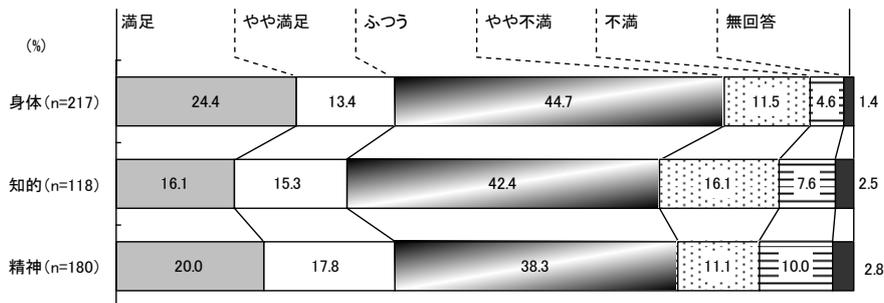
### 課題3：相談機能の明確化、連携化

図表 34 障害や生活などについて相談したことがある機関などがありますか（問 14）



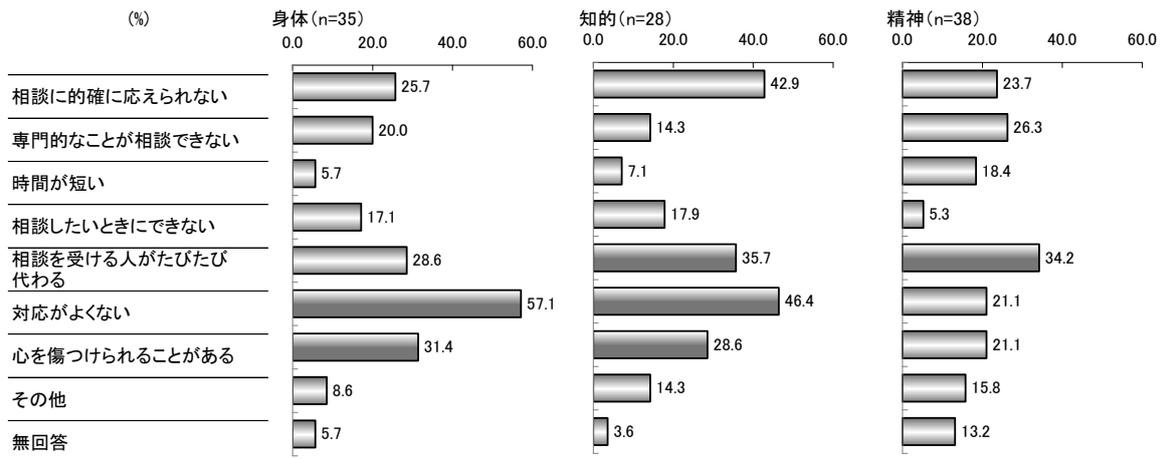
■ 相談先について前回調査と比べると、3障害いずれも「市役所」が増加しました。また知的障害では「障害者（児）相談・生活支援センター」の増加が顕著です。  
 ■ 前回調査との比較から、家族や友人・知人等身近な人への相談が減少し、市役所、障害者（児）相談・生活支援センターなど専門の相談員がいるところの利用が増加していることがうかがわれました。

図表 35 市役所の相談に対する満足度（問 15）



■ 前回調査に比べ利用が増えた市役所の相談について、“概ね不満”（「不満」と「やや不満」の合計）が2割前後みられます。

図表 36 市役所の相談を「不満」「やや不満」と回答した人の不満な点（問 15）



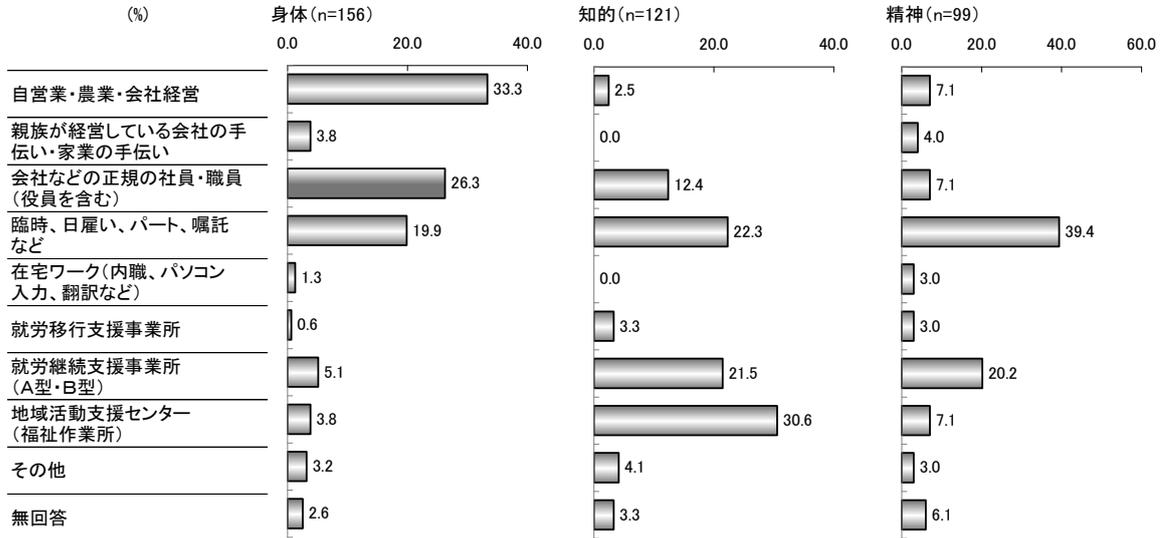
■不満の理由として「相談を受ける人がたびたび代わる」「相談に的確に答えられない」や「専門的なことが相談できない」などがあがっています。

【まとめ】

■前回調査以降の7年間で市役所の利用が増加するなど、相談先は家族など身近な関係からサービスとしての利用が進み、多様化もうかがわれます。情報の収集も相談先から得ていることも分かりました。障害者は一人ひとりに個性があり、また障害や年齢によって相談先は異なります。自分に適した相談先がわかるようきめ細かな情報提供が大切です。また、各機関の役割の明確化、相互の連携と問題解決までにつなげることが重要になっています。

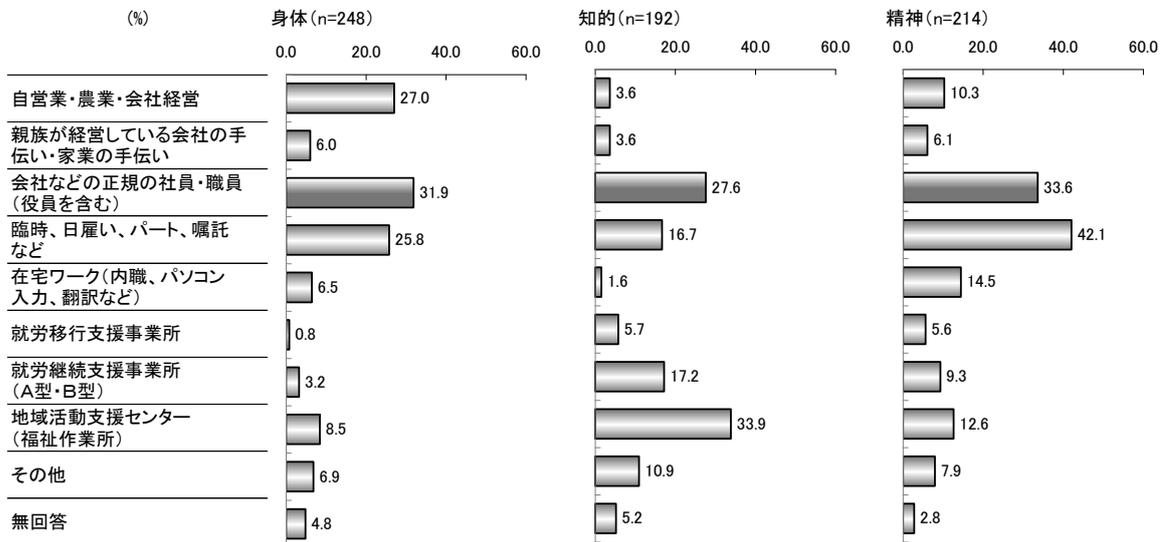
## 課題 4：一般就労の促進

図表 37 現在の就労形態（問 28）



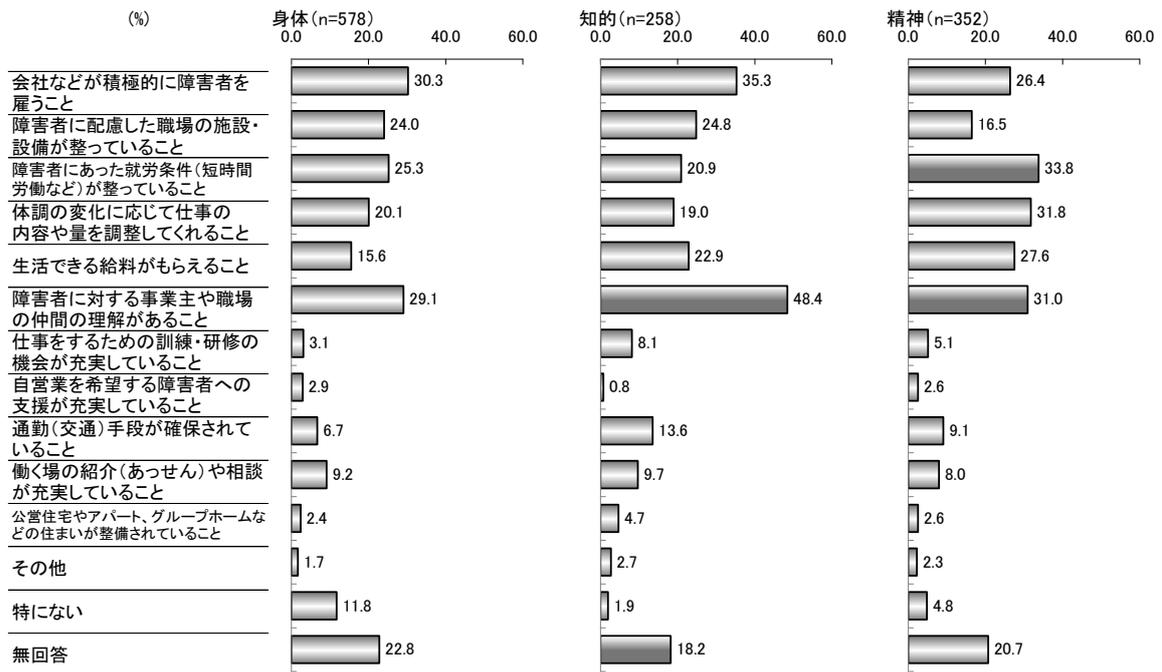
■働いている障害者について、一般就労は身体障害で80%を超えますが、精神障害で60%弱、知的障害で40%弱となっています。身体障害は「自営業・農業・会社経営」、知的障害と精神障害は「臨時、日雇い、パート、嘱託など」が多くなっています。

図表 38 希望する就労形態（問 30）



■一般就労を希望する割合はたいへん高く、3障害いずれも「会社などの正規の社員・職員」が30%前後にのぼり、「臨時、日雇い、パート、嘱託など」も身体障害で25.8%、知的障害で27.6%、精神障害では42.1%と40%を超えています。

図表 39 障害のある人が働くためには、どのようなことが必要だと思いますか（問 31）



■就労促進のためには「障害者に対する事業主や職場の仲間の理解があること」の回答が多く、知的障害では最大の48.4%にのぼります。このほか「会社などが積極的に障害者を雇うこと」も上位です。一方、精神障害は「障害者にあつた就労条件（短時間労働など）が整っていること」「体調の変化に応じて仕事の内容や量を調整してくれること」「障害者に対する事業主や職場の仲間の理解があること」がいずれも3割台で、“体調の変化に応じた仕事の調整”は特に精神障害で目立った項目です。

〔まとめ〕

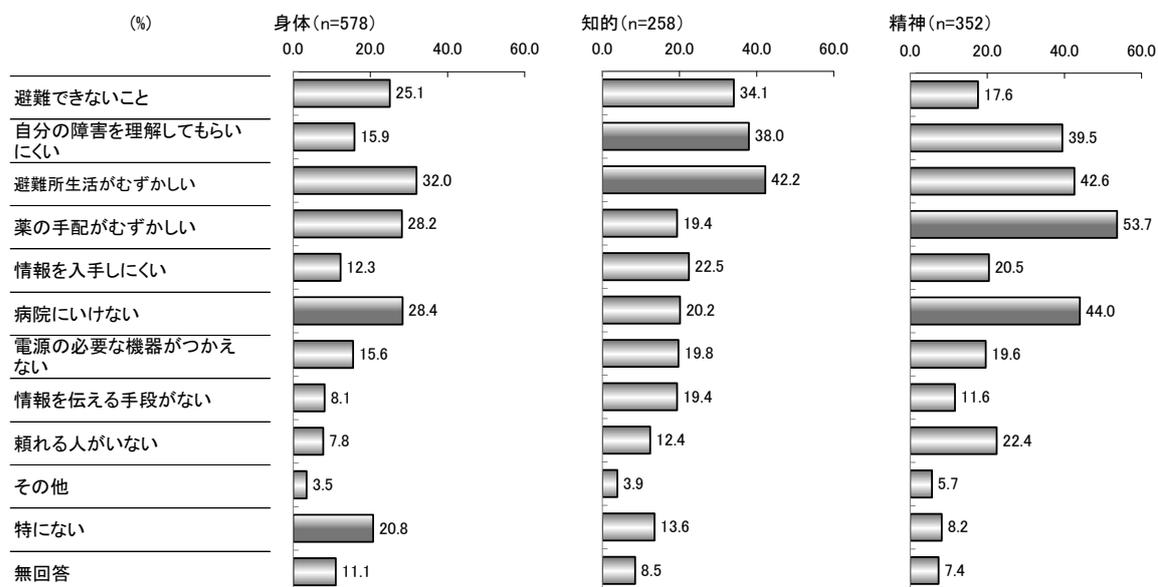
■市民アンケートから働く意欲の高まりがうかがえ、発達障害児保護者のインタビューにおいても一般就労の希望が高いことが分かりました。短時間勤務など柔軟な働き方ができるよう企業へ働きかけるとともに、就労面と生活面の一体的な支援サービスの提供など、安心して働き続けるための総合的な支援策が必要です。

■第1次障害者計画では「伊勢崎市就労支援協議会」を設置し、ネットワークの強化充実に向け関係機関と協議を重ねてきました。「ハローワーク伊勢崎」「障がい者就業・生活支援センター メルシー」の実績もあって、障害者雇用は一步前進しましたが、全国的にみるとまだ低迷しているのが現状です。

## 課題5：障害者が安心安全に暮らせるまちづくり

### ○災害時の体制整備

図表 40 地震などの大規模な災害時がおきたときの心配なことはなんですか（問 22）



■大規模な災害時があった場合、精神障害では「薬の手配がむずかしい」が53.7%のほり最も多く、「病院にいけない」「避難所生活がむずかしい」が4割台となっています。知的障害では「避難所生活がむずかしい」「自分の障害を理解してもらいにくい」「避難できないこと」が3～4割台、身体障害も3割台の「避難所生活がむずかしい」に続き「病院にいけない」「薬の手配がむずかしい」「避難できないこと」が2割台となっています。「自分の障害を理解してもらいにくい」は知的障害と精神障害で共通して多くなっています。

#### 〔まとめ〕

■大規模な災害が発生した場合の要援護者への対応が急務となっています。平常時から要援護者の状況把握、地域住民が相互に協力しあえる体制づくりや、要援護者の近隣住民等による支援体制をつくっておく必要があります。障害者への理解を進めるためにも、障害者や家族の意向に留意しつつ、災害時要援護者<sup>3</sup>対策を地域で取り組み、助け合う福祉のまちづくりを進める必要があります。また、福祉避難所の整備も検討が必要です。

<sup>3</sup> 災害時要援護者：

災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとるのに支援を要する人。

## ○住まいの確保

図表 41 現在の暮らしと将来の暮らし（問10・問6）

### 〔これから暮らしたいところ〕

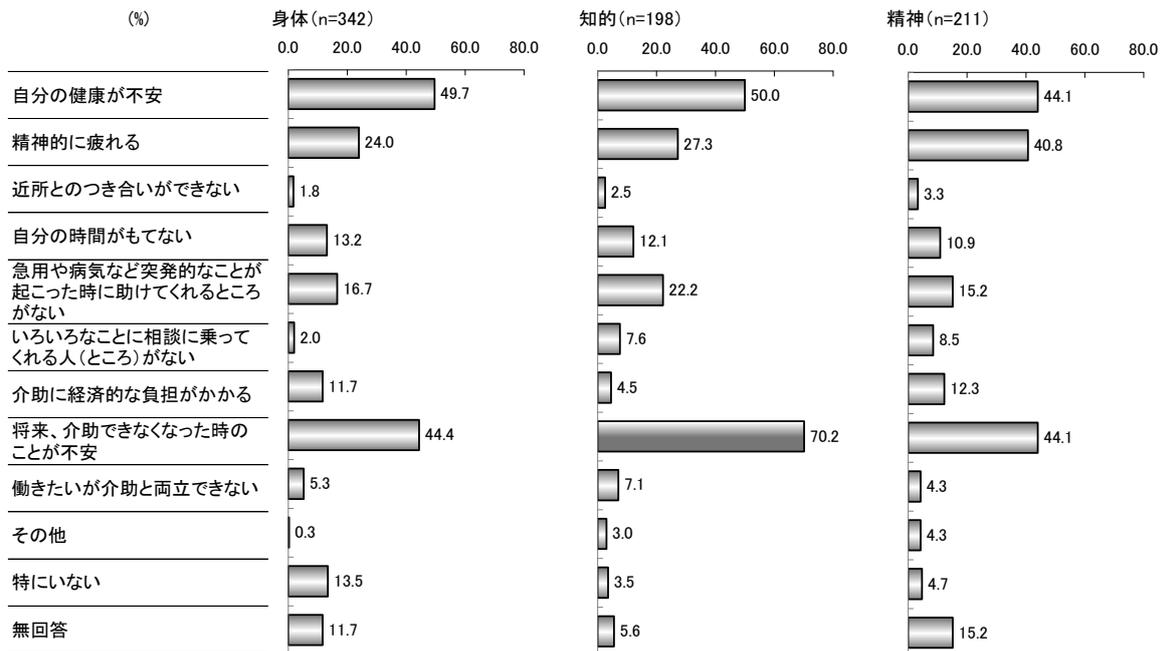
| 単位：％          | ← 地域で生活 → |            |          | 計           | ← 施設・病院で生活 → |       |                 | 計          | その他・わからない・無回答 |
|---------------|-----------|------------|----------|-------------|--------------|-------|-----------------|------------|---------------|
|               | 自宅        | アパートやマンション | グループホーム等 |             | 障害者施設        | 高齢者施設 | 病院などの医療的ケアのある施設 |            |               |
| 身体<br>(n=578) | 69.7      | 5.9        | 2.1      | <b>77.7</b> | 1.9          | 1.9   | 3.3             | <b>7.1</b> | 15.2          |
| 知的<br>(n=258) | 57.8      | 3.5        | 13.6     | <b>74.9</b> | 3.1          | 0.4   | 0.0             | <b>3.5</b> | 21.7          |
| 精神<br>(n=352) | 58.2      | 11.6       | 2.6      | <b>72.4</b> | 2.0          | 1.4   | 2.0             | <b>5.4</b> | 22.2          |

### 〔現在暮らしているところ〕

| 単位：％          | 持ち家  | 民間の借家 | 公営住宅や社宅等 | グループホーム等 | 計           | 障害者施設 | 高齢者施設 | 病院(入院) | 計          | その他・無回答 |
|---------------|------|-------|----------|----------|-------------|-------|-------|--------|------------|---------|
|               |      |       |          |          |             |       |       |        |            |         |
| 身体<br>(n=578) | 78.4 | 10.6  | 2.4      | 1.0      | <b>92.4</b> | 1.0   | 1.2   | 1.9    | <b>4.2</b> | 3.5     |
| 知的<br>(n=258) | 71.7 | 9.3   | 5.4      | 3.5      | <b>89.9</b> | 1.2   | 0.4   | 0.0    | <b>1.6</b> | 8.5     |
| 精神<br>(n=352) | 58.0 | 22.7  | 6.5      | 1.1      | <b>88.3</b> | 0.0   | 0.9   | 4.8    | <b>5.7</b> | 6.0     |

- 将来、「自宅で暮らしたい」が3障害ともに圧倒的多数で、アパートやグループホームも含めた“地域で生活”を希望するのは、身体障害で77.7%、知的障害で74.9%、精神障害で72.4%と“施設・病院で生活”を大きく上回っています。
- 現状（現在暮らしているところ）と比較すると、“施設・病院で生活”が身体障害と知的障害でわずかに増加し、精神障害では変化はみられません。また、知的障害は「グループホームのような介護や支援、見守りのある少人数の共同生活をしたい」が13.6%にのぼり、現状の3.5%を大きく超えています。

図表 42 おもに介助している人の心配なことはなんですか（問 57）



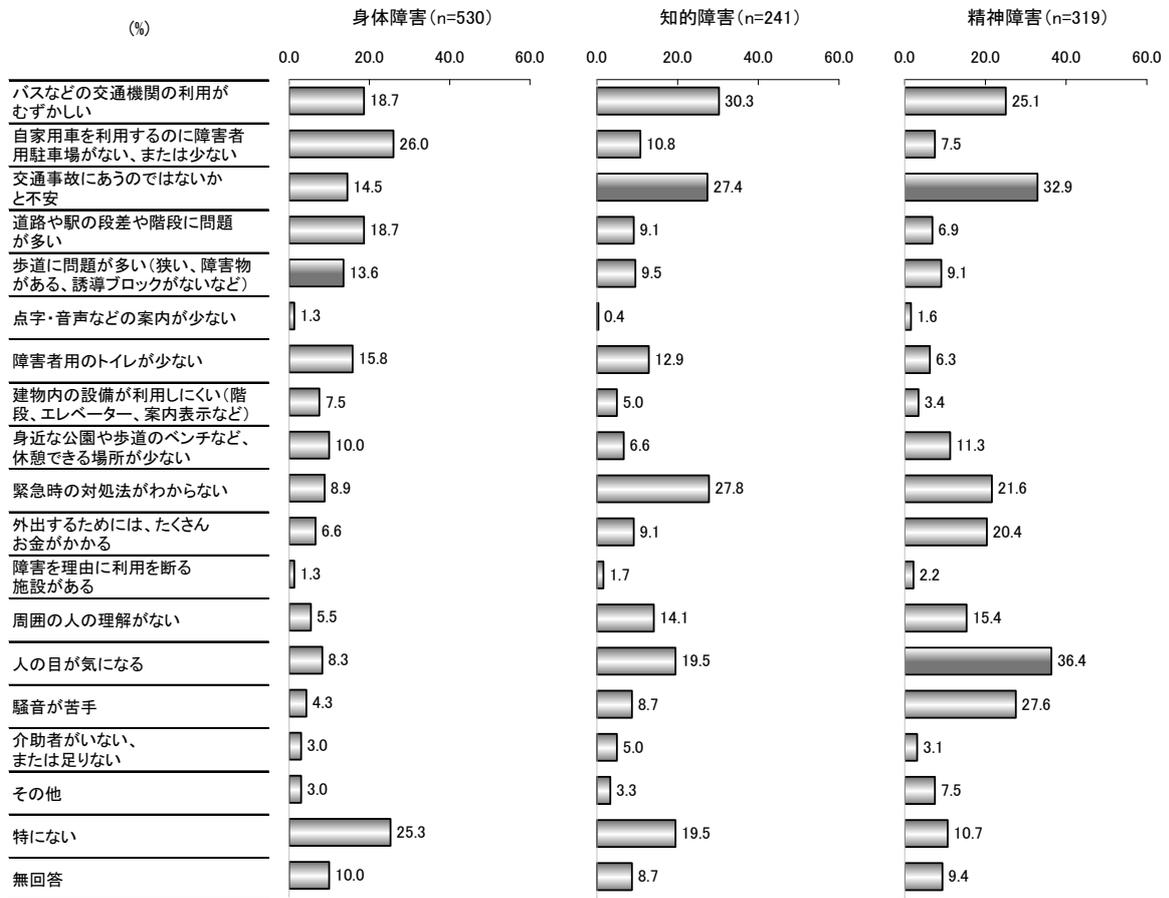
- 主な介助者の心配なことは「将来、介助できなくなった時のことが不安」で、知的障害で70.2%にのぼり、精神障害、身体障害も4割台です。
- 平成24年度現在のグループホーム等の利用者は、平成18年度当初の2倍以上にのぼりますが、整備が追いついていない状況です。障害福祉計画策定時のヒアリングでは、事業者のリスクの問題のほか、将来の自立のためには住まいの確保が重要なことが家族に理解されていないケースが少なくないことが分かりました。

〔まとめ〕

■ 障害者が望む暮らしは、施設や病院よりも圧倒的に地域であることが分かりました。特に知的障害ではグループホームの希望が高まっています。家族も自分が介助できなくなった時のことに強い不安を感じる一方で、親が元気なうちは自宅においておきたいとする人もまだ少なくありません。また、出来るだけ自宅で暮らせるよう、住宅改修や公営住宅のバリアフリー化を進める必要があります。

## ○安心して外出できるまちづくり

図表 43 外出のとき不便に感じたり、困ることがありますか（問 21）



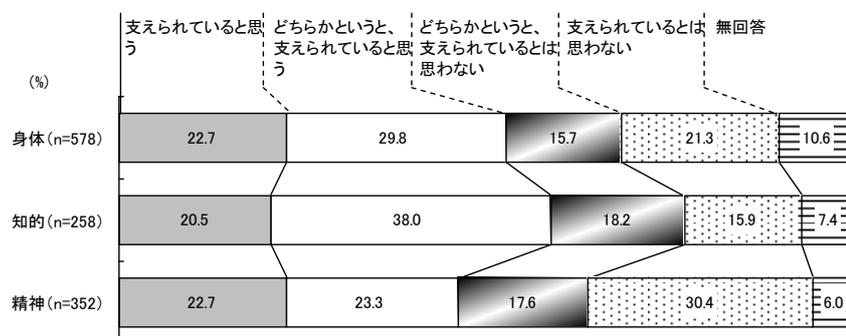
■ 外出機会について前回調査と比較したところ、「ほとんど毎日外出する」は知的障害では大きく増加しましたが、外出する時に困ることは、身体障害では駐車場の問題、バスなどの交通機関、道路や駅の段差が多く、知的障害もバスなどの交通機関のほか、緊急時の対処法や交通事故といった安全対策があがっています。精神障害も知的障害と同じく、緊急時の対処法や交通事故、バスなどの交通機関のほか「人の目が気になる」も多くなっています。

### [まとめ]

■ 障害のある人の外出する機会は増えています。誰もが社会参加ができるよう、また閉じこもり防止のためにも、安全に外出できるまちづくりが大切です。駐車場の確保、コミュニティバスの運行、道路や建物の安全対策や交通安全などが求められています。

## ○助け合うまちづくり

図表 44 あなたは今、地域の人に支えられていると思いますか（問 47）



■地域の人に支えられていると思いますかと質問したところ、“概ね支えられている”（「支えられていると思う」と「どちらかという、支えられていると思う」の合計）は身体障害（52.4%）と知的障害（58.5%）では50%を超えましたが、精神障害では46.0%で“概ね支えられていない”（「どちらかという、支えられているとは思わない」と「支えられているとは思わない」の合計）の48.0%と拮抗しました。

### 〔まとめ〕

■障害者ボランティアというと特別な知識や資格が必要と思いがちですが、相手の心を傷つけることのないよう適切な指導の下に、まずは体験をすることが大切です。実践体験をしたい学生、情熱をもって支援してくれるボランティアがほしい当事者（保護者）をつなぐシステムは、両者にとってWin-Winの関係（提供する側とそれを利用する側が相互に利益を得、円満な関係で良い結果を得ること）にあります。また、ボランティア協会と学生のコラボレーションに発展することも期待されます。

■災害時要援護者対策に取り組むためにも、助け合う福祉のまちづくりを進める必要があります。



## 第3章 基本的な考え方





# 1 基本理念と重点的に取り組む事項

## (1) 基本理念

障害の壁を越えて市民相互の“つながり”をつくっていく第一歩として位置づけた、第1次障害者計画の理念を継承します。

障害者があたりまえに暮らせるまちの実現

**障害のある人が 生涯を通じて、  
いきいき暮らせる いせさきの実現**

## (2) 重点的に取り組む事項

重点課題（1～5）により、本計画で重点的に取り組む事項を次の通り設定します。

**重点1：障害者理解の促進**

**重点2：日中活動の場の充実**

**重点3：相談機能の明確化、連携化**

**重点4：一般就労の促進**

**重点5：障害者が安心安全に暮らせるまちづくり**

(災害時の体制整備、住まいの確保・安心して外出できるまちづくり・助け合うまちづくり)

# 2

## 施策体系

基本理念

基本施策

施策

障害のある人が  
生涯を通じて  
いきいき暮らせる  
いせさきの実現

### 1 教育・育成

(育つ・学ぶ)

- (1) 幼児教育・療育の充実
- (2) 学校教育の充実

P46

P48

### 2 雇用・就業

(働く)

- (3) 一般就労の促進
- (4) 福祉的就労の充実・拡充

P50

P53

### 3 生活支援

(自立した生活をする)

- (5) 生活支援体制の充実
- (6) 相談体制の充実・強化
- (7) 権利擁護システムの充実

P54

P56

P57

### 4 安心安全で質の高い生活

(安全に豊かに暮らす)

- (8) 住環境の整備
- (9) 外出・社会参加手段の確保
- (10) 生涯学習・スポーツ・レクリエーションの充実
- (11) 安全な建物・道路・交通機関の確保
- (12) 防災・安全対策の充実

P59

P60

P62

P63

P64

### 5 保健・医療

(すこやかに生きる)

- (13) 健康増進及び疾病の予防・早期発見の推進
- (14) 医療の充実
- (15) 機能回復・維持訓練の充実

P65

P66

P67

### 6 情報・コミュニケーション

(つながる)

- (16) コミュニケーション手段の確保
- (17) 情報提供の充実

P68

P69

### 7 啓発・交流・協働

(みんな一緒に)

- (18) 啓発・福祉教育・交流活動の推進
- (19) 地域福祉活動の促進
- (20) 外国人障害者施策の充実

P70

P72

P73

# 3

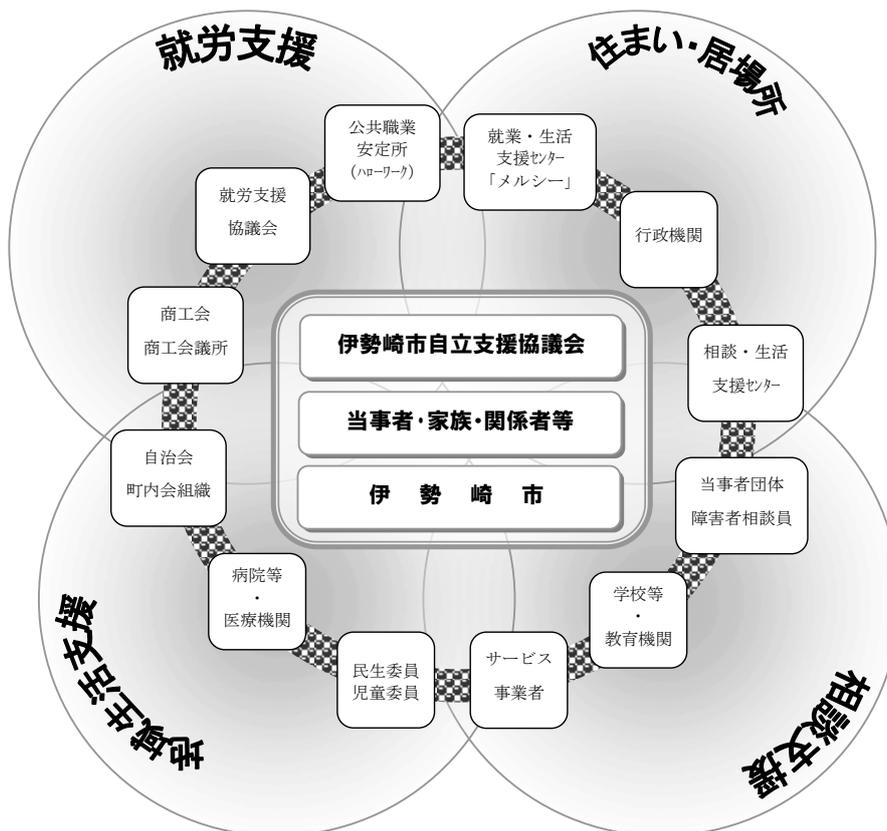
## 計画の推進体制

### (1) 伊勢崎市自立支援協議会の役割

サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保や困難事例への対応などのあり方に対する協議・調整、地域関係機関によるネットワーク構築等を行う自立支援協議会は、平成24年4月から設置が法定化されました。また、平成24年10月の障害者虐待防止法の施行により、サービス等利用計画の質の向上、地域移行のネットワークや資源開発、地域における障害者虐待防止のためのネットワーク化という役割の強化が求められました。本市は平成18年度に自立支援協議会を設置しており、全体会議は年3回程度、定例会議は年9回程度、個別支援会議は随時開催したほか、課題の研究等を行う特定課題会を設置してきましたが、第3期障害福祉計画以降、自立支援協議会を中心に関係機関等との連携を一層強化し、課題の解決に向けた取組を推進しています。

また、平成18年10月から「障害者（児）相談・生活支援センター」を設置しており、地域の相談支援の拠点として明確に位置づけ、相談支援、権利擁護・虐待防止、地域移行・地域定着の機能強化のために、関係機関とのネットワークの強化を推進しているところです。

図表 45 伊勢崎市のネットワークの構築



## **(2) 市民参加、当事者参加の推進・進行管理**

本計画を推進し目標を達成していくためには、市民、事業者、ボランティア、関係機関、行政の協働が不可欠です。これら各主体による連携を基礎として、進捗状況を把握するとともに、「伊勢崎市自立支援協議会」に報告し、評価を受けることとします。

また、本市の実情に即した、より効果的な施策展開を図るため、当事者の参加・協力の機会を設けます。

## **(3) 推進体制の充実**

庁内各課の緊密な連携を図り、全庁が一体となって各種施策を推進していくとともに、必要に応じて当事者及び関係者の意見が反映できる機会を設定するなど、障害者施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。

## 第4章 施策の推進





## 「施策の推進」の見方

### 基本施策1 教育・育成（育つ・学ぶ）

#### 1 教育・育成

（育つ・学ぶ）

施策(1) 幼児教育・療育の充実

施策(2) 学校教育の充実

#### 施策(1) 幼児教育・療育の充実

##### ◆◆方針◆◆

施策ごとに推進する方針を設定します。

■ 幼稚園・保育所（園）における障害のある子どもの受入と充実を推進します。

（推進事業 1～3）

■ 発達期にある幼児期からの早期療育体制を充実します。

（推進事業 4～10）

##### [達成目標]

計画の進捗状況を点検・評価するため、施策ごとに達成目標を設定します。

| 項目名                            | 現状（平成 24 年度） | 目標（平成 32 年度） |
|--------------------------------|--------------|--------------|
| 1 保育所等協力支援事業年間利用日数<br>（推進事業 3） | 9日           | 20日          |

##### [推進事業]

庁内各課が行う各種事業を設定します。

| 事業              | 区分 | 事業の概要   | 担当課   |
|-----------------|----|---|-------|
| 1 障害児保育充実費補助金事業 |    | 障害のある子どもの円滑な保育所（園）入所促進のため、私立保育園に保育士人件費等の補助を行う。                      | 保育課   |
| 2 保育所等訪問事業      |    | 保護者の相談、要望を受け、保育所（園）等の施設に出向き、対象となる児童が適切に支援、指導が行われるよう指導者に対して助言、指導を行う。 | 障害福祉課 |

|     |  |
|-----|--|
| 重 1 | 障害者理解の促進   |
| 重 2 | 日中活動の場の充実  |
| 重 3 | 相談機能の明確化、連携化   |
| 重 4 | 一般就労の促進  |
| 重 5 | 障害者が安心安全に暮らせるまちづくり<br>（災害時の体制整備、住まいの確保、安心して外出できるまちづくり・助け合うまちづくり） |

重点的に取り組む事項に対応した事業は、区分欄に番号を付しています。

# 基本施策 1 教育・育成（育つ・学ぶ）

## 1 教育・育成

（育つ・学ぶ）

施策(1) 幼児教育・療育の充実

施策(2) 学校教育の充実

## 施策(1) 幼児教育・療育の充実

### ◆◆◆方針◆◆◆

- 幼稚園・保育所（園）における障害のある子どもの受入と充実を推進します。  
（推進事業 1～3）
- 発達期にある幼児期からの早期療育体制を充実します。  
（推進事業 4～10）

### 〔達成目標〕

| 項目名                            | 現状（平成 24 年度） | 目標（平成 32 年度） |
|--------------------------------|--------------|--------------|
| 1 保育所等協力支援事業年間利用日数<br>（推進事業 3） | 9日           | 20日          |
| 2 児童発達支援月間延べ利用者数<br>（推進事業 6）   | 41人          | 80人          |

### 〔推進事業〕

|   | 事業            | 区分 | 事業の概要   | 担当課   |
|---|---------------|----|---|-------|
| 1 | 障害児保育充実費補助金事業 |    | 障害のある子どもの円滑な保育所（園）入所促進のため、私立保育園に保育士人件費等の補助を行う。                      | 保育課   |
| 2 | 保育所等訪問事業      |    | 保護者の相談、要望を受け、保育所（園）等の施設に出向き、対象となる児童が適切に支援、指導が行われるよう指導者に対して助言、指導を行う。 | 障害福祉課 |

|    | 事業               | 区分 | 事業の概要   | 担当課    |
|----|------------------|----|---|--------|
| 3  | 保育所等協力支援事業       | 重3 | 保育所（園）、幼稚園、学校、発達支援事業や放課後等デイサービス事業を行う事業所からの相談により、現場に出向き、障害や発達遅れ等がある児童に対する支援・指導方法等について、指導者への助言・指導を行う。             | 障害福祉課  |
| 4  | 自立支援協議会（こども支援部会） |    | 発達に特別なニーズを持つ子どもの早期発見と適切な療育や親子への支援を行うとともに、18歳までの一貫した支援を行うため、地域の支援ネットワークを構築する。                                    | 障害福祉課  |
| 5  | 親子通園事業           |    | 親子で一定期間通園することにより、生活習慣・生活リズムを身に付ける。専門家による子育てのアドバイスも行う。   | 障害福祉課  |
| 6  | 児童発達支援事業         | 重2 | 概ね3歳から就学前までの幼児とその家族を対象に、日常生活訓練と集団生活に適應できるよう指導を行う。本人に適した支援計画に基づく療育訓練や、家庭への訪問を行うとともに、状況に応じて保育所（園）等との連携を図る。        | 障害福祉課  |
| 7  | 難聴児補聴器購入支援事業     |    | 難聴児の健全な発達を支援するため、身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度の難聴児に対して補聴器費用の一部を助成する。  | 障害福祉課  |
| 8  | 乳幼児健康診査・相談事業     | 重3 | 子どもの健やかな成長をめざし、疾病・障害の早期発見、成長発達の確認を行う（3歳までに5回の健診・相談事業を実施）。   | 健康づくり課 |
| 9  | 遊び（なかよし）教室       |    | 療育の必要な子どもへの的確に対応し、同時に母親等へ具体的な支援を行う。<br>赤堀保健福祉センターを会場として、保育士・言語聴覚士・保健師・子育てボランティアにより、月2回療育を行う。                    | 健康づくり課 |
| 10 | 発達相談             |    | ことばの相談として、言語聴覚士により、ことばを中心とする発達の問題に対応する専門的相談と助言指導を行う。<br>おひさま発達相談として、心理判定員により、子どもの成長発達への多様な不安に対応するための相談と助言指導を行う。 | 健康づくり課 |



乳幼児健診などで把握された発達に遅れや気になるところのある未就学児童とその保護者を対象に、遊びを中心とした集団指導を実施するマザー＆チャイルド（県の療育システムネットワーク事業）が行われています。本市は通園の紹介・見学同伴・通園中の親子支援・ケース会議等で連携しています。

## 施策(2)学校教育の充実

### ◆◆◆方針◆◆◆

■障害のある子どもの放課後の居場所づくりを充実します。

(推進事業 11・12)

■教職員の発達障害をはじめとする障害への理解を促進するとともに、本人の意向や障害の状況等を踏まえた適切な進路指導を推進します。

(推進事業 13~19)

### 〔達成目標〕

| 項目名                                     | 現状(平成24年度) | 目標(平成32年度) |
|---|------------|------------|
| 1 放課後等デイサービス月間利用者数<br>(推進事業 11)         | 96人        | 160人       |
| 2 「発達障害等」に関する教職員研修年間延べ参加者数<br>(推進事業 18) | 831人       | 1,000人     |

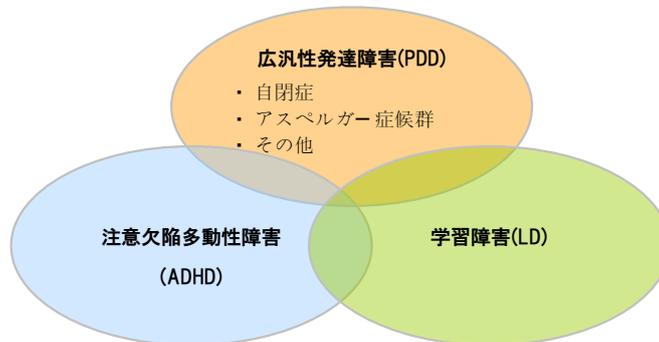
### 〔推進事業〕

|    | 事業              | 区分 | 事業の概要   | 担当課          |
|----|-----------------|----|---|--------------|
| 11 | 放課後等デイサービス      | 重2 | 学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する。また、放課後等の居場所づくりを推進する。  | 障害福祉課        |
| 12 | 障害児受入推進事業       |    | 障害児を1人以上受け入れる放課後児童クラブに対し、補助を行う。   | 児童家庭課        |
| 13 | 進路指導            |    | 教育・福祉・雇用分野の連携を密にし、本人の意向や能力、障害の状況を踏まえ、学校卒業後の適切な進路が選択できるよう進路指導を行う。              | 学校教育課        |
| 14 | 適正就学指導委員会       |    | 幼稚園、保育所(園)児等の就学・進路相談機能の充実と相互連携を進める。また、児童生徒の就学指導の方向性について審議を行う。                 | 保育課<br>学校教育課 |
| 15 | 通級指導教室担当教員連絡協議会 |    | 「こども発達相談室」(北・赤堀・あずま・境各小学校)における相談活動や通級指導の事例検討会を行うとともに、協議会などの研修や各発達相談室の情報交換を行う。 | 学校教育課        |

|    | 事業                  | 区分 | 事業の概要  | 担当課            |
|----|---------------------|----|--|----------------|
| 16 | 授業研究会               |    | 各学校からの要請に応じ、指導内容の充実を図る。  | 学校教育課          |
| 17 | 特別支援教育コーディネーター研修会   |    | 幼小中学校の特別支援教育コーディネーターを対象に、研修を推進し、各学校・園の特別支援体制の充実を図る。                                  | 学校教育課          |
| 18 | 「発達障害等」に関する教職員研修    | 重1 | 校内研修の一環として発達障害等を含めた多様な障害に対する講演や実習を行い、障害に対する理解を深める。                                   | 学校教育課          |
| 19 | 特別支援学校児童生徒等就学援助費の支給 |    | 市外の特別支援学校に就学する幼児、児童及び生徒の保護者に対し、就学援助費を支給し、通学に係る保護者の経済的負担を軽減し、教育の機会均等及び特別支援教育の普及奨励を図る。 | 障害福祉課<br>学校教育課 |



平成 17 年 4 月、「発達障害者支援法」が施行され、発達障害を社会全体で理解し、支援を行っていくこととされました。この法律で、発達障害は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害（PDD）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されました。原因は、脳機能の不全といわれていますが、詳細はまだ解明されていません。主として以下のように分類されています。症状が合併して現れることも少なくありません。



（群馬県発達障害者支援センターHPより引用）



学校教育法の一部改正（平成 19 年 4 月施行）により、特別支援教育が法的に位置づけられ、小中学校においては発達障害児も含め障害のある児童生徒に対して適切な教育を行うことや、障害種別を超えた特別支援学校制度が創設されました。

また、障害者基本法の一部改正により、障害児の教育内容、方法の改善や充実のほか、就学に関し保護者への情報提供の充実、可能な限り意思を尊重することがうたわれました。

## 基本施策2 雇用・就業（働く）



### 施策(3)一般就労の促進

#### ◆◆◆方針◆◆◆

■障害者の一般就労を推進するための体制づくりに努めます。

(推進事業 20~25)

■市役所における障害者の雇用を推進します。

(推進事業 26)

#### [達成目標]

| 項目名                            | 現状(平成24年度) | 目標(平成32年度) |
|--------------------------------|------------|------------|
| 1 就労継続支援A型年間実利用者数<br>(推進事業 21) | 6人         | 12人        |
| 2 市役所の障害者雇用率<br>(推進事業 26)      | 2.34%      | 2.40%      |

**〔推進事業〕**

|    | 事業                      | 区分 | 事業の概要   | 担当課   |
|----|-------------------------|----|---|-------|
| 20 | 総合支援法に基づく<br>就労移行支援     | 重4 | 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識能力の向上のために必要な訓練を行う。                        | 障害福祉課 |
| 21 | 総合支援法に基づく<br>就労継続支援（A型） | 重4 | 一般企業等での就労が困難な人に、事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供する。                                 | 障害福祉課 |
| 22 | 知的障害者職親委託事業             |    | 知的障害のある人の自立更生を図るため、更生援護に熱意がある事業経営者等に職親として一定期間預け、生活指導及び技能習得訓練を行う。        | 障害福祉課 |
| 23 | 伊勢崎市就労支援協議会<br>との連携     |    | 協議会を通して、商工会議所、商工会、相談支援事業者、就労移行支援事業者等との連携を図り、就労意欲の高まりに対応した支援体制づくり等を推進する。 | 障害福祉課 |
| 24 | チャレンジウィーク               |    | 生徒の希望に応じ、職場体験学習を実施して、将来に対する夢や希望を育む。                                     | 学校教育課 |
| 25 | （仮称）障害者雇用優良<br>事業所等表彰制度 | 重4 | 障害者を積極的に雇用している事業所又は障害者支援事業所等に業務を発注している事業所を表彰する。                         | 障害福祉課 |
| 26 | 市役所における障害者雇用の<br>推進     | 重4 | 市内企業の模範となるよう、市役所において障害者法定雇用率を上回るよう努めていく。                                | 職員課   |



障害者雇用対策は、平成 4 年に批准した「ILO 第 159 号条約（障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約）」、昭和 35 年に制定された「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）に基づいて進められてきました。

昭和 51 年には障害者雇用率制度を義務化し、民間企業等に対し一定の割合（法定雇用率）以上の障害のある人の雇用を義務づけています。雇用率は昭和 63 年、平成 10 年及び平成 25 年に改正され、25 年 4 月 1 日から下表となっています。

| 区 分         | 平成 25 年 4 月 1 日以降 | 平成 25 年 3 月 31 日以前 |
|-------------|-------------------|--------------------|
| 民間企業        | 2.0%              | 1.8%               |
| 国・地方公共団体等   | 2.3%              | 2.1%               |
| 都道府県等の教育委員会 | 2.2%              | 2.0%               |

※国及び地方公共団体は、民間企業に率先垂範して障害のある人の雇入れを行うべき立場にあるとされています。

また障害者雇用促進法は、平成 20 年 2 月及び平成 25 年 6 月に一部改正が行われ、平成 28 年 4 月からは、主に次のような措置が講じられることになっています。

①障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務（平成 28 年 4 月 1 日施行）

- 雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いを禁止
- 事業主に、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることを義務付け（ただし、当該措置が事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなる場合を除く）
- 必要があると認めるときは、厚生労働大臣から事業主に対し、助言、指導又は勧告を実施

②苦情処理・紛争解決援助（平成 28 年 4 月 1 日施行）

- 事業主は、障害者に対する差別や合理的配慮の提供に係る事項について、障害者である労働者から苦情の申出を受けたときは、その自主的な解決を図るよう努める
- 当該事項に係る紛争は、個別労働紛争解決促進法の特例を設け、都道府県労働局長が必要な助言、指導又は勧告をすることができるものとするとともに新たに創設する調停制度の対象とする

③法定雇用率の算定基礎の見直し

- 法定雇用率の算定基礎の対象に、新たに精神障害者を追加（平成 30 年 4 月 1 日施行）
- 法定雇用率は原則 5 年ごとに見直し（施行後 5 年間は猶予期間）



障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）が平成 24 年 6 月 27 日に公布され、平成 25 年 4 月 1 日より施行されました。

この法律により、障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公の機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等からの優先的・積極的な購入が推進されます。

## 施策(4)福祉的就労の充実・拡充

### ◆◆◆方針◆◆◆

- 一般就労が困難な人の就労を推進します。  
(推進事業 27・28)
- 市役所が率先して障害者就労施設等へ発注します。  
(推進事業 29)

### [達成目標]

| 項目名                            | 現状(平成24年度) | 目標(平成32年度) |
|--------------------------------|------------|------------|
| 1 就労継続支援B型月間実利用者数<br>(推進事業 27) | 184人       | 250人       |
| 2 障害者就労施設等の優先契約件数<br>(推進事業 29) | 5件         | 25件        |

### [推進事業]

|    | 事業                      | 区分 | 事業の概要   | 担当課   |
|----|-------------------------|----|---|-------|
| 27 | 総合支援法に基づく<br>就労継続支援(B型) | 重2 | 一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約を締結せずに、働く場を提供する。                                | 障害福祉課 |
| 28 | 地域活動支援センター事業            | 重2 | 地域活動支援センターを通じて、障害のある人に創作的活動、社会適応訓練、機能訓練、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図る。 | 障害福祉課 |
| 29 | 障害者就労施設等を優先する契約の推進      | 重1 | 「障害者優先調達推進法」の趣旨に則り、障害者就労施設等との契約等を推進する。                              | 障害福祉課 |

## 基本施策3 生活支援（自立した生活をする）

### 3 生活支援

（自立した生活をする）

施策(5) 生活支援体制の充実  
 施策(6) 相談体制の充実・強化  
 施策(7) 権利擁護システムの充実

### 施策(5)生活支援体制の充実

#### ◆◆◆方針◆◆◆

- 障害者施設に入所している障害者や病院に入院中の障害者の地域移行を促進します。  
（推進事業 30）
- 障害者の生活支援や家族介護者の負担軽減を図ります。  
（推進事業 31～39）
- 障害者やその家族に対し、経済的な支援等を行います。  
（推進事業 40～44）

#### 〔達成目標〕

| 項目名                           | 現状（平成24年度） | 目標（平成32年度） |
|-------------------------------|------------|------------|
| 1 地域移行支援年間実利用者数<br>（推進事業 30）  | 4人         | 10人        |
| 2 居宅介護月間実利用者数<br>（推進事業 31）    | 132人       | 150人       |
| 3 日帰り短期事業年間実利用者数<br>（推進事業 36） | 172人       | 200人       |

#### 〔推進事業〕

|    | 事業               | 区分 | 事業の概要   | 担当課   |
|----|------------------|----|---|-------|
| 30 | 総合支援法に基づく地域相談支援  | 重3 | 地域移行支援として、福祉施設の入所者及び入院中の精神障害者の地域生活への移行を、地域定着支援として、居宅等で生活する障害者の緊急事態等における連絡体制等の便宜を図る。 | 障害福祉課 |
| 31 | 総合支援法に基づく訪問系サービス |    | 「居宅介護（ホームヘルプサービス）」「重度訪問介護」「重度障害者等包括支援」を提供する。  | 障害福祉課 |

|    | 事業                               | 区分 | 事業の概要   | 担当課            |
|----|----------------------------------|----|---|----------------|
| 32 | 総合支援法に基づく日中活動系・居住系サービス           | 重2 | 日中活動系サービスとして「生活介護」「自立訓練(機能訓練)」「自立訓練(生活訓練)」「療養介護」「短期入所(ショートステイ)」、居住系サービスとして「施設入所支援」「宿泊型自立訓練」を提供する。 | 障害福祉課          |
| 33 | 日常生活用具給付事業                       |    | 地域生活支援事業における日常生活用具、住宅改修費、点字図書の給付をすることにより、日常生活の便宜や福祉の増進を図る。  | 障害福祉課          |
| 34 | 補装具費の支給                          |    | 各種補装具の費用を支給する。  | 障害福祉課          |
| 35 | 聴覚障害者ミニデイサービス事業                  |    | 地域生活支援事業として、聴覚に障害のある高齢者を対象に、情報や食事の提供等を通して、自立生活や介護予防を図る。   | 障害福祉課          |
| 36 | 日帰り短期事業                          | 重2 | 地域生活支援事業として、障害のある人を一時的に預かり、見守りや社会に適應するための日常的な訓練等を行う。  | 障害福祉課          |
| 37 | 訪問入浴サービス事業                       |    | 地域生活支援事業として、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、障害のある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図る。                                   | 障害福祉課          |
| 38 | 登録介護者事業                          |    | 地域生活支援事業として、心身障害児(者)の保護者が一時的に介護できない場合、あらかじめ本市に登録している介護者がサポートを行う。                                  | 障害福祉課          |
| 39 | サービスステーション事業                     |    | 地域生活支援事業として、心身障害児(者)の保護者が一時的に介護できない場合、24時間対応型サービスステーションがサポートを行う。                                  | 障害福祉課          |
| 40 | 重度心身障害者(児)おむつ給付事業                |    | 在宅の重度心身障害者(児)に対し、おむつの現物給付を行う。   | 障害福祉課          |
| 41 | NHK受信料減免にかかる証明書の交付               |    | 障害者世帯に対し、NHK受信料減免にかかる証明書を交付する。  | 障害福祉課          |
| 42 | 難病患者見舞金支給事業                      |    | 難病患者及び人工肛門・人工膀胱増設者に対し、見舞金を支給する。   | 障害福祉課          |
| 43 | 特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当 |    | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、一定の障害のある人に対し、手当を支給する。  | 障害福祉課<br>児童家庭課 |
| 44 | 交通遺児等福祉手当                        |    | 交通(労災)遺児や身体等に障害を有する児童の保護者に対して手当を支給する。   | 児童家庭課          |
| 45 | 心身障害者扶養共済制度                      |    | 心身障害者扶養共済の申請等の受付を行う。  | 障害福祉課          |

## 施策(6)相談体制の充実・強化

### ◆◆◆方針◆◆◆

■障害者や家族からの多様な相談に応じるとともに、問題解決に向けて関係機関や事業者等へ適切につなげます。

(推進事業 46~50)

### [達成目標]

| 項目名                                     | 現状(平成24年度) | 目標(平成32年度) |
|---|------------|------------|
| 1 障害者(児)相談・生活支援センター年間延べ相談件数<br>(推進事業46) | 6,903件     | 7,000件     |
| 2 発達相談支援事業年間延べ相談件数<br>(推進事業47)          | 981件       | 1,000件     |

### [推進事業]

|    | 事業               | 区分 | 事業の概要  | 担当課    |
|----|------------------|----|--|--------|
| 46 | 障害者(児)相談支援事業     | 重3 | 障害者(児)相談・生活支援センターで、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害者(児)の保護者や介護者などからの相談に応じ、情報の提供を行う。                       | 障害福祉課  |
| 47 | 発達相談支援事業         | 重3 | こども発達支援センターで、障害や発達に遅れがある子どもや子育てに不安がある保護者を対象に、専門の相談員がライフステージの変化に合わせて適切なアドバイスなどを行い、関係機関などの紹介、連携、調整をする。 | 障害福祉課  |
| 48 | 総合支援法に基づく計画相談支援  |    | 障害福祉サービスを利用する障害者に対し、サービス利用支援又は継続サービス利用支援として、個別のサービス利用計画等を作成する。                                       | 障害福祉課  |
| 49 | 児童福祉法に基づく障害児相談支援 |    | 障害福祉サービスを利用する障害児に対し、障害児支援利用援助又は継続障害児支援利用援助として、個別のサービス利用計画等を作成する。                                     | 障害福祉課  |
| 50 | 相談支援ネットワークの構築    | 重3 | 相談内容によって適切な相談機関につなげるとともに、身近な場所での一次的相談から相談支援事業者等を活用した専門的な相談まで、相談支援のネットワークを構築する。                       | 障害福祉課等 |

## 施策(7)権利擁護システムの充実

### ◆◆◆方針◆◆◆

■ 障害者への虐待が早期に発見できるよう体制を整備していきます。

(推進事業 51)

■ すべての障害者の権利が守られるよう権利擁護を推進します。

(推進事業 52～55)

### [達成目標]

| 項目名  | 現状(平成24年度) | 目標(平成32年度) |
|--|------------|------------|
| 1 市町村虐待防止センター担当職員研修会<br>年間延べ参加職員数<br>(推進事業 51) | 1人         | 4人         |
| 2 成年後見制度に係る市長による審判の年<br>間延べ請求手続件数<br>(推進事業 53) | 4件         | 10件        |

### [推進事業]

|    | 事業                    | 区分 | 事業の概要  | 担当課            |
|----|-----------------------|----|--|----------------|
| 51 | 障害者虐待防止対策支援事業         |    | 障害者虐待防止センターを設置し、障害者の安全確認、一時的に保護する場所の確保、問題解決に向けた相談・指導・助言、虐待防止の啓発活動を行う。              | 障害福祉課          |
| 52 | 成年後見制度利用支援事業          |    | 地域生活支援事業として、判断能力が不十分な成人の財産管理や契約、福祉サービスの利用契約などについて、選任された成年後見人が代理して行う成年後見制度の利用を支援する。 | 障害福祉課          |
| 53 | 成年後見制度に係る市長による審判の請求手続 |    | 身寄りがいないなどの理由で申立人がいない障害者等の保護を図るため、法律に基づき市長が法定後見(補助・保佐・後見)開始の審判の請求を行う。               | 障害福祉課<br>高齢福祉課 |
| 54 | 権利擁護事業                |    | 虐待の疑いや可能性を含め、関係機関や家族の対応を行うことにより、高齢者を取り巻く環境の改善に向けて、早期発見や早期対応に向けた体制を整備する。            | 地域包括支援センター     |
| 55 | 障害者の消費者トラブルの防止        |    | 障害者が悪質商法などの消費者トラブルの被害に遭わないよう啓発活動や成年後見制度の推進などを行う。                                   | 障害福祉課          |



「成年後見制度」は、自分で財産管理や介護等の契約行為が困難であったり、悪質商法の被害に遭う恐れがある人を法律的に保護する制度で、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります。

「法定後見制度」は、判断能力の程度に応じ補助・保佐・後見の3段階に分かれ、医師の診断書を添えて本人や配偶者などの親族等が家庭裁判所に申立て、補助人等を選任してもらいます。身寄りがない人等については市町村長に成年後見の申立権が与えられています。

「任意後見制度」は、本人が自ら選んだ任意後見人に対し、将来判断能力が不十分になった時の生活や財産管理等に関する事務の全部又は一部について代理権を付与する制度で、任意後見人と公正証書により任意後見契約を締結しておく制度です。



伊勢崎市社会福祉協議会が行っている**日常生活自立支援事業**は、知的障害、精神障害者等のうち判断能力が十分でない人の福祉サービスの利用や日常的な金銭管理に関する援助を行います。また、成年後見制度の利用が困難であると認められる場合に、申し立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部について補助を行う成年後見制度利用支援事業があります。障害者の成年後見制度利用支援は平成24年度から法定化され、必須事業となりました。



障害者に対する虐待の防止や、養護者（障害者の身の回りの世話をする人など）の支援をするため、平成24年10月1日から、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（「障害者虐待防止法」）が施行されました。

本市では障害福祉課内に障害者虐待防止センターを設置し、虐待防止に向けて、障害者やその家族、関係者の皆さんからの連絡や相談を受け付けています。障害者に対する虐待に気づいた人は、市町村への連絡が義務づけられています。

**皆さんからの連絡が、障害者に対する虐待の防止、被害者への支援につながります。「虐待かも」と気付いたら、速やかに連絡してください。**

障害者に対する虐待相談の専用電話 電話 0270-27-8801（24時間対応）

障害者への虐待に関わる連絡や相談を受け付ける専用電話です。虐待を受けた、または受けたと思われる障害者を発見した場合には、速やかに連絡をしてください。24時間体制で障害者への虐待に関わる連絡や相談を受け付けるとともに、虐待を受けている、または受けていると思われる人の安全確認を行います。連絡や相談をした人が分からないように、秘密は確実に守られます。

# 基本施策4 安心安全で質の高い生活(安全に豊かに暮らす)

## 4 安心安全で 質の高い生活

(安全に豊かに暮らす)

- (8) 住環境の整備
- (9) 外出・社会参加手段の確保
- (10) 生涯学習・スポーツ・レクリエーションの充実
- (11) 安全な建物・道路・交通機関の確保
- (12) 防災・安全対策の充実

### 施策(8)住環境の整備

#### ◆◆方針◆◆

- 地域生活を希望する障害者の住まいの確保に努めます。  
(推進事業 56~58)
- 障害者が住み慣れた自宅で暮らすことができるよう援助します。  
(推進事業 59・60)

#### [達成目標]

| 項目名                               | 現状(平成24年度) | 目標(平成32年度) |
|-----------------------------------|------------|------------|
| 1 グループホーム月間実利用者数<br>(推進事業 56)     | 108人       | 180人       |
| 2 重度身体障害者(児)住宅改造費の補助<br>(推進事業 59) | 2件         | 5件         |

#### [推進事業]

|    | 事業                    | 区分 | 事業の概要  | 担当課   |
|----|-----------------------|----|--|-------|
| 56 | 総合支援法に基づく居住系サービス      | 重5 | 居住系サービスとして「グループホーム」等を提供する。   | 障害福祉課 |
| 57 | 住宅入居等支援事業             |    | 地域生活支援事業として、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な場合に、入居に必要な調整などの支援や家主などへの相談、助言を行う。 | 障害福祉課 |
| 58 | 市営住宅の提供               | 重5 | 市営住宅の入居募集において、障害者世帯枠を設けることにより優先入居を実施し、地域での生活を支援します。  | 住宅課   |
| 59 | 重度身体障害者(児)住宅改造費の補助    | 重5 | 一定の身体障害者を対象に、住宅のバリアフリー改修の費用の6分の5(上限60万円)の補助金を交付する。   | 障害福祉課 |
| 60 | バリアフリー改修工事に伴う固定資産税の減額 |    | 50万円を超えるバリアフリー化工事費用(補助金などを除く)について、工事が完了した年の翌年度分に限り、住宅1戸当たり100平方メートル相当分までの固定資産税額の3分の1を減額する。 | 資産税課  |

## 施策(9)外出・社会参加手段の確保

### ◆◆◆方針◆◆◆

■障害者が安全に外出できるよう支援します。

(推進事業 61～63)

■障害者の社会参加を支援します。

(推進事業 64～73)

### [達成目標]

| 項目名                          | 現状(平成24年度) | 目標(平成32年度) |
|------------------------------|------------|------------|
| 1 同行援護月間実利用者数<br>(推進事業 61)   | 30人        | 40人        |
| 2 移動支援年間実利用者数<br>(推進事業 63)   | 145人       | 200人       |
| 3 福祉タクシー券年間交付者数<br>(推進事業 68) | 481人       | 500人       |

### [推進事業]

|    | 事業             | 区分 | 事業の概要   | 担当課   |
|----|----------------|----|---|-------|
| 61 | 総合支援法に基づく同行援護  | 重5 | 視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行う。              | 障害福祉課 |
| 62 | 総合支援法に基づく行動援護  | 重5 | 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。                          | 障害福祉課 |
| 63 | 移動支援事業         | 重5 | 地域生活支援事業として、屋外での移動が困難な障害のある人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。 | 障害福祉課 |
| 64 | 自動車運転免許取得費助成事業 |    | 地域生活支援事業として、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成する。                                     | 障害福祉課 |

|    | 事業                 | 区分 | 事業の概要  | 担当課   |
|----|--------------------|----|--|-------|
| 65 | 自動車改造費助成事業         |    | 地域生活支援事業として、障害のある人が就労等に伴い自動車を取得する場合に、その自動車の改造に要する費用の一部を助成する。 | 障害福祉課 |
| 66 | 車いす用リフト付車両貸与事業     |    | 車いす用リフト付の車両の貸与を行う。   | 障害福祉課 |
| 67 | 介護用車両購入費の補助        |    | 一定の身体障害者を対象に、介護用福祉車両の購入や自動車の改造に補助金を交付する。                     | 障害福祉課 |
| 68 | 福祉タクシー事業           | 重5 | 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神保健福祉手帳1級の者に、1枚500円のタクシー券を年間40枚交付する。      | 障害福祉課 |
| 69 | 有料道路における障害者割引制度の手続 |    | 要件を満たす障害者手帳所持者に対し、有料道路の割引の手続を行う。                             | 障害福祉課 |
| 70 | 思いやり駐車場利用証の交付      |    | 県が発行する思いやり駐車場利用証の手続を行う。                                      | 障害福祉課 |
| 71 | コミュニティバス運行事業       |    | 交通弱者の移動手段を確保するため、運賃無料の公共バスを運行する。                             | 交通政策課 |
| 72 | 軽自動車税の減免           |    | 障害者手帳等を所持している人などを対象に、軽自動車税を減免する。                             | 市民税課  |
| 73 | 公共施設における障害者用駐車場の設置 |    | 障害者等が利用しやすいよう、本庁舎敷地内に思いやり駐車場及び障害者用駐車場を設置する。                  | 行政課等  |

## 施策(10)生涯学習・スポーツ・レクリエーションの充実

### ◆◆◆方針◆◆◆

■障害者のスポーツ、レクリエーション活動を支援します。

(推進事業 74~77)

■障害者の生涯学習を支援します。

(推進事業 78)

### [達成目標]

| 項目名   | 現状(平成24年度) | 目標(平成32年度) |
|---|------------|------------|
| 1 スポーツ・レクリエーション教室開催等<br>事業年間延べ参加者数<br>(推進事業 74) | 579人       | 700人       |
| 2 障害者等への図書年間配達件数<br>(推進事業 78)                   | 82件        | 85件        |

### [推進事業]

|    | 事業                       | 区分 | 事業の概要  | 担当課     |
|----|--------------------------|----|--|---------|
| 74 | スポーツ・レクリエーション<br>教室開催等事業 | 重2 | 地域生活支援事業としてスポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害のある人の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害者スポーツを普及するため各種スポーツ・レクリエーション教室や楽器教室等を開催する。 | 障害福祉課   |
| 75 | 市民レクリエーションス<br>ポーツ祭      |    | 子どもから障害者、高齢者等が参加できる多種のレクリエーションスポーツを実施する。   | スポーツ振興課 |
| 76 | スポーツ施設等の使用料減免            |    | あずまウォーターランド(プール・トレーニング室)の利用について、障害者及び付添い人の利用料を全額減免する。  | スポーツ振興課 |
| 77 | 華蔵寺公園遊園地利用料<br>の減免       |    | 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等所持者を対象に、華蔵寺公園遊園地利用料の50%の額を減免する。   | 文化観光課   |
| 78 | 障害のある人への図書等の<br>提供       |    | 障害に配慮した資料の収集を行うとともに利用を支援する。  | 図書館課    |

## 施策(11)安全な建物・道路・交通機関の確保

### ◆◆◆方針◆◆◆

- 障害者にとって安全なまちづくりを推進します。  
(推進事業 79~81)
- 障害者が利用しやすい公共施設の整備を推進します。  
(推進事業 82・83)

### [達成目標]

| 項目名                                     | 現状(平成24年度)      | 目標(平成32年度) |
|---|-----------------|------------|
| 1 多目的トイレの設置割合(公共施設における設置率)<br>(推進事業 82) | 43%<br>(92/216) | 80%        |

### [推進事業]

|    | 事業                 | 区分 | 事業の概要  | 担当課   |
|----|--------------------|----|--|-------|
| 79 | 公共施設における安全対策の推進    | 重5 | 階段手摺、段差解消スロープ、点字ブロック、エレベーターにおける視覚障害者仕様及び音声案内を導入するなど、公共施設の安全対策を行う。                | 行政課等  |
| 80 | 伊勢崎市交通バリアフリー特定事業計画 |    | 交通バリアフリー基本構想に即して、公共交通事業者、道路管理者及び公安委員会等が特定事業計画等を作成し、重点整備地区内における特定事業のバリアフリー化を推進する。 | 交通政策課 |
| 81 | 民間建築物の整備・改善の促進     |    | 不特定多数の市民が利用する商業施設や金融機関、病院などの民間建築物を中心としたバリアフリー化やユニバーサルデザインを推進する。                  | 建築指導課 |
| 82 | 公共施設における利便性の向上     | 重5 | 多目的トイレ、車いすスペースの確保など、障害者をはじめ誰もが利用しやすいよう、公共施設の利便性の向上を図る。                           | 行政課等  |
| 83 | 公共交通特定事業           |    | 誰もが使いやすい鉄道車両やバス車両を積極的に導入し、車内での分かりやすい案内表示の改善を推進する。                                | 交通政策課 |



平成18年12月に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)では、市町村は旅客施設を中心とする地区のバリアフリー化に関する「基本構想」作成が努力義務化され、公共交通事業者、道路管理者、都道府県公安委員会等の関係者は、基本構想に基づきバリアフリー化の事業を行うこととされました。また、平成14年、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(ハートビル法)の改正により、不特定多数が利用する建築物のバリアフリー化が義務づけられました。

## 施策(12)防災・安全対策の充実

### ◆◆◆方針◆◆◆

■交通安全や防犯対策を推進します。

(推進事業 84・85)

■災害時要援護者対策を推進します。

(推進事業 86～89)

### 〔達成目標〕

| 項目名                                  | 現状(平成24年度) | 目標(平成32年度) |
|--------------------------------------|------------|------------|
| 1 障害者に対する交通安全教育年間延べ参加者数<br>(推進事業 84) | 56人        | 150人       |
| 2 災害時要援護者名簿登録者数(推進事業87)              | 0人         | 1,000人     |
| 3 福祉避難所数<br>(推進事業 89)                | 0箇所        | 6箇所        |

### 〔推進事業〕

|    | 事業                 | 区分 | 事業の概要  | 担当課   |
|----|--------------------|----|--|-------|
| 84 | 身体・知的障害者に対する交通安全教育 | 重5 | 交通安全に必要な技能と知識の習得のため、交通安全教室を開催する。   | 交通政策課 |
| 85 | 防犯出前講座             |    | 障害者団体等からの要請を受け、県民防犯推進室職員・警察官等を講師として、地域の犯罪情勢や住宅における防犯対策等について、実演を交えた講座を開催する。                                   | 安心安全課 |
| 86 | 聴覚障害者等緊急通報システム     |    | 聴覚や音声・言語機能に障害のある人が、災害等の緊急時に救急車の要請や火災の通報をEメールやFAXにより119番通報することができるシステムを推進する。                                  | 通信指令課 |
| 87 | 防災対策の推進            | 重5 | 災害時及び緊急事故発生時における緊急通報体制の充実と迅速・的確な活動のための災害時要援護者情報ネットワークの充実強化を図るとともに、平常時の要援護者情報の共有化を進める。<br>また、要援護者対策の啓発・普及を行う。 | 安心安全課 |
| 88 | 災害時要援護者支援の推進       | 重5 | 地域において災害時の要援護者支援をテーマとして普及・啓発活動を進めるとともに、障害のある人や家族が地域で行われる防災訓練に参加しやすい環境づくりに取り組む。                               | 安心安全課 |
| 89 | 福祉避難所の整備           | 重5 | 障害のある人が利用しやすく安心して過ごすことができる二次避難場所(福祉避難所)の整備を推進する。   | 安心安全課 |

## 基本施策5 保健・医療（すこやかに生きる）

### 5 保健・医療

（すこやかに生きる）

- (13) 健康増進及び疾病の予防・早期発見の推進
- (14) 医療の充実
- (15) 機能回復・維持訓練の充実

### 施策(13)健康増進及び疾病の予防・早期発見の推進

#### ◆◇◆方針◆◇◆

■生活習慣病の予防を推進するとともに、疾病の早期発見を図ります。

（推進事業 90～94）

#### 〔達成目標〕

| 項目名                           | 現状（平成24年度） | 目標（平成32年度） |
|-------------------------------|------------|------------|
| 1 障害者の特定健康診査受診者数<br>（推進事業 90） | 17人        | 30人        |

#### 〔推進事業〕

|    | 事業                | 区分 | 事業の概要  | 担当課     |
|----|-------------------|----|--|---------|
| 90 | 障害者の特定健康診査        |    | 40～64歳の国民健康保険加入者について、障害者支援施設で集団健診（特定健診）を実施し、生活習慣病の予防を図る。                 | 国民健康保険課 |
| 91 | リフト検診車による結核・肺がん検診 |    | 立位でなく、車いすでの胸部レントゲン撮影ができるリフト付検診車による検診日を設置し、結核・肺がんの早期発見に努める。               | 健康づくり課  |
| 92 | 精神保健福祉事業          |    | こころの健康に関する知識の普及啓発を図り、こころの健康相談や講演会などの事業を通し、こころの健康づくりを推進する。                | 健康づくり課  |
| 93 | 母子保健事業            |    | 妊産婦健診、各種乳幼児健診の実施及び健康相談・発達相談等の実施により、疾病や障害の早期発見と適切な治療につなげる。                | 健康づくり課  |
| 94 | 講演会や専門医による相談事業    |    | 市民を対象に講演会を開催し、こころの健康についての知識の普及・啓発を行う。<br>心の不安や悩みを抱えている人や家族に対して専門医の相談を行う。 | 健康づくり課  |

## 施策(14)医療の充実

### ◆◇◆方針◆◇◆

■障害者が安心して医療を受けられるよう支援します。

(推進事業 95～98)

### 〔達成目標〕

| 項目名  | 現状(平成24年度) | 目標(平成32年度) |
|--|------------|------------|
| 1 自立支援医療年間実受給者数<br>(推進事業96)                  | 2,263人     | 2,500人     |
| 2 じん臓機能障害者等通院交通費補助事業<br>年間延べ利用者数<br>(推進事業97) | 371人       | 380人       |

### 〔推進事業〕

|    | 事業                 | 区分 | 事業の概要  | 担当課    |
|----|--------------------|----|--|--------|
| 95 | 福祉医療制度             |    | 重度心身障害者、高齢重度障害者、精神障害者の医療費の自己負担額(一部負担金)を福祉医療費として負担する。     | 年金医療課  |
| 96 | 自立支援医療             |    | 障害者総合支援法に基づき、更生医療、育成医療及び精神通院医療の給付を行う。                    | 障害福祉課  |
| 97 | じん臓機能障害者等通院交通費補助事業 |    | じん臓機能等に障害があり、一定の要件を満たす人に、人工透析等の医療を受けるための通院にかかる交通費の補助を行う。 | 障害福祉課  |
| 98 | かかりつけ医の普及          |    | 障害のある人やその家族に対し、「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」を持つよう啓発する。              | 健康づくり課 |

## 施策(15)機能回復・維持訓練の充実

### ◆◆◆方針◆◆◆

■障害種別や程度に応じた機能訓練や生活訓練を提供します。

(推進事業 99~108)

### [達成目標]

| 項目名                            | 現状(平成24年度) | 目標(平成32年度) |
|--------------------------------|------------|------------|
| 1 機能訓練等給付年間実利用者数<br>(推進事業 101) | 10人        | 15人        |
| 2 生活訓練等給付年間実利用者数<br>(推進事業 101) | 7人         | 20人        |

### [推進事業]

|     | 事業                       | 区分 | 事業の概要   | 担当課    |
|-----|--------------------------|----|---|--------|
| 99  | 身体障害者デイサービス事業            | 重2 | 介護保険のデイサービス事業所において、身体障害者の受け入れを行う。   | 障害福祉課  |
| 100 | 在宅重度心身障害者等<br>デイサービス事業   | 重2 | 在宅の重度心身障害者等にデイサービス事業を行う。  | 障害福祉課  |
| 101 | 総合支援法に基づく自立訓練            | 重2 | 自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な自立訓練、生活機能の向上のために必要な生活訓練を行う。 | 障害福祉課  |
| 102 | 聴覚・視覚障害者生活訓練<br>等事業      |    | 地域生活支援事業として、講座などを開催し、聴覚・視覚に障害のある人に日常生活上必要な訓練・指導を行う。                         | 障害福祉課  |
| 103 | 機能訓練事業・生き生き<br>セミナー      |    | 脳卒中等の後遺症を持つ障害者や家族を対象に生涯学習を通じた機能訓練を行う。                                       | 高齢福祉課  |
| 104 | 機能訓練事業・趣味の時間<br>「やまぶき」   |    | 脳卒中等の後遺症を持つ障害者を対象に、自主的な趣味の活動の場を設け、機能訓練を行う。                                  | 高齢福祉課  |
| 105 | リハビリテーション事業・<br>ふれあいサークル |    | 障害者と家族を対象に日常生活の機能回復を実施する。   | 高齢福祉課  |
| 106 | リハビリテーション事業・<br>失語症教室    |    | 会話を目的とした訓練を行う。  | 高齢福祉課  |
| 107 | リハビリテーション事業・<br>訓練室開放事業  |    | 器具の利用や運動を通じて身体機能の維持を図る。   | 高齢福祉課  |
| 108 | いきいき教室(機能訓練)             |    | 心身機能の低下した人に、軽スポーツ、ゲーム、作業等を通じて、仲間づくり・残存機能の低下防止のための支援を行う。                     | 健康づくり課 |

# 基本施策6 情報・コミュニケーション（つながる）

## 6 情報・コミュニケーション

（つながる）

(16) コミュニケーション手段の確保  
(17) 情報提供の充実

## 施策(16)コミュニケーション手段の確保

### ◆◆◆方針◆◆◆

■障害者のコミュニケーションを支援します。

（推進事業 109～114）

### 〔達成目標〕

| 項目名                               | 現状（平成24年度） | 目標（平成32年度） |
|-----------------------------------|------------|------------|
| 1 手話通訳者派遣事業年間延べ派遣件数<br>（推進事業 110） | 292回       | 400回       |
| 2 手話奉仕員養成講座年間受講者数<br>（推進事業 113）   | 65人        | 70人        |

### 〔推進事業〕

|     | 事業                     | 区分 | 事業の概要  | 担当課   |
|-----|------------------------|----|--|-------|
| 109 | 手話通訳者設置事業              |    | 地域生活支援事業として、聴覚障害者の意思疎通の円滑化を図るため、市役所等に手話通訳者を設置する。                   | 障害福祉課 |
| 110 | 手話通訳者派遣事業              | 重5 | 地域生活支援事業として、聴覚障害者の福祉向上のため、手話通訳者の派遣を行う。                             | 障害福祉課 |
| 111 | 要約筆記者派遣事業              |    | 地域生活支援事業として、聴覚障害者の福祉向上のため、要約筆記者の派遣を行う。                             | 障害福祉課 |
| 112 | 知的障害者等入院時コミュニケーション支援事業 |    | 地域生活支援事業として、意思の疎通が困難な知的障害・発達障害のある人が医療機関に入院した場合に、コミュニケーション支援員を派遣する。 | 障害福祉課 |
| 113 | 手話奉仕員養成事業              | 重1 | 地域生活支援事業として、聴覚障害者の日常生活を支援し、社会参加を促進するため、手話奉仕員の養成講座を実施する。            | 障害福祉課 |
| 114 | 要約筆記奉仕員養成事業            |    | 地域生活支援事業として、聴覚障害者の日常生活を支援し、社会参加を促進するため、要約筆記奉仕員養成講座を実施する。           | 障害福祉課 |

## 施策(17)情報提供の充実

### ◆◆◆方針◆◆◆

■障害者への情報提供体制の充実に努めます。

(推進事業 115～119)

#### [達成目標]

| 項目名                             | 現状(平成24年度) | 目標(平成32年度) |
|---------------------------------|------------|------------|
| 1 朗読奉仕員養成講座年間受講者数<br>(推進事業 117) | 9人         | 10人        |

#### [推進事業]

|     | 事業                  | 区分 | 事業の概要   | 担当課   |
|-----|---------------------|----|---|-------|
| 115 | パソコン等購入費の補助         |    | 一定の障害者に対し、パソコン等の購入費の補助を行う。  | 障害福祉課 |
| 116 | 点字・声の広報等発行事業        |    | 地域生活支援事業として、文字による情報入手が困難な障害のある人のために、広報紙をはじめ障害者等が地域生活をする上で必要度の高い情報などを定期的に提供する。 | 障害福祉課 |
| 117 | 朗読奉仕員養成事業           | 重1 | 地域生活支援事業として、視覚障害者の日常生活を支援し、社会参加を促進するため、朗読などの各種養成講座を実施する。                      | 障害福祉課 |
| 118 | 磁気誘導ループの貸出          |    | 聴覚障害者用の補聴器に直接音声を送り込むためのループを貸与する。  | 障害福祉課 |
| 119 | 障害のある人等に対応した市ホームページ |    | 市のホームページについて、障害のある人や高齢者等も情報に問題なくアクセスし、利用できるサイトづくりに努める。                        | 広報課   |

## 基本施策7 啓発・交流・協働（みんな一緒に）

### 7 啓発・交流・協働

（みんな一緒に）

- (18) 啓発・福祉教育・交流活動の推進
- (19) 地域福祉活動の促進
- (20) 外国人障害者施策の充実

### 施策(18)啓発・福祉教育・交流活動の推進

#### ◆◆◆方針◆◆◆

- 障害のある人もない人も誰もが集える施設を整備します。  
（推進事業 120）
- 障害に関する関心や理解を深める啓発活動等に努めます。  
（推進事業 121～127）

#### 〔達成目標〕

| 項目名                             | 現状（平成24年度） | 目標（平成32年度） |
|---------------------------------|------------|------------|
| 人権啓発事業の講演会・研修会の回数<br>（推進事業 125） | 12回        | 12回        |

#### 〔推進事業〕

|     | 事業           | 区分 | 事業の概要  | 担当課   |
|-----|--------------|----|--|-------|
| 120 | （仮称）障害者会館    | 重1 | 障害者への理解の促進と交流の場を整備します。   | 障害福祉課 |
| 121 | 居住地校交流・学校間交流 |    | 県立特別支援学校の児童生徒が居住地の学校の児童生徒と活動をともにし、障害の有無にかかわらず地域で暮らす子どもの連帯意識を育むとともに、障害のある人に対する理解を深める。<br>県立伊勢崎特別支援学校に近隣の小中学校の児童生徒が訪問し、一緒に活動することで障害に対する理解を深める。 | 学校教育課 |
| 122 | 社会福祉協力校      |    | 市内小学校2校を社会福祉協力校として指定し、体験学習等を通じて日常生活の中で社会福祉への関心を高める。  | 学校教育課 |

|     | 事業                            | 区分 | 事業の概要  | 担当課            |
|-----|-------------------------------|----|--|----------------|
| 123 | 福祉体験                          |    | 総合的な学習の時間を活用し、車いす・手話・ブラインドウォーク・点字等体験学習を通じて福祉への理解を推進する。                           | 学校教育課          |
| 124 | 福祉教育・人権教育                     |    | 総合的な学習の時間や未来力学習講座等を活用して、福祉教育や差別解消などの人権教育の推進を図る。                                  | 学校教育課          |
| 125 | 人権啓発事業                        | 重1 | 講演会や学習会等を開催し、障害のある人を含めたあらゆる人の人権が尊重される社会の実現を目指して、人権意識の普及と高揚を図る。                   | 人権課<br>生涯学習課等  |
| 126 | 人権教育・啓発推進に関する伊勢崎市基本計画策定懇談会の設置 |    | 人権教育・啓発に関する伊勢崎市基本計画策定懇談会を設置し、市の障害者団体の代表者に委員を委嘱し、市の人権教育・啓発に関する施策の推進に、障害者の意見を反映する。 | 人権課            |
| 127 | は～とふるフェスティバル                  | 重1 | 障害者週間（12月3日～9日）に、障害者や高齢者等の福祉について市民の関心と理解を深め、障害者の社会参加の促進と市民福祉の向上を図る。              | 高齢福祉課<br>障害福祉課 |



平成25年4月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案（障害者差別解消法案）」が閣議決定され、同年6月に成立しました。附則の一部を除き、平成28年4月に施行されます。

この法律の目的や国・自治体・国民の果たすべき役割等は以下の通りです。

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

<中略>

### （国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

### （国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

## 施策(19)地域福祉活動の促進

### ◆◇◆方針◆◇◆

■障害者同士の活動を支援するとともに、障害者を支える人材を育成します。

(推進事業 128～133)

■障害者による地域貢献を支援します。

(推進事業 134)

### [達成目標]

| 項目名                                | 現状(平成24年度) | 目標(平成32年度) |
|------------------------------------|------------|------------|
| 1 社会福祉援助技術現場実習生の受け入れ<br>(推進事業 131) | 2人         | 3人         |
| 2 自発的活動支援事業年間延べ参加者数<br>(推進事業 134)  | 519人       | 600人       |

### [推進事業]

|     | 事業                 | 区分 | 事業の概要  | 担当課            |
|-----|--------------------|----|--|----------------|
| 128 | 障害者団体等との連携         |    | 障害者関係団体等との連携を図る。   | 障害福祉課          |
| 129 | 手をつなぐ育成会の事務局       |    | 知的障害者とその保護者等に対する相談・研修や知的障害者全般に関する社会啓発等を行う手をつなぐ育成会の事務局を務める。 | 障害福祉課          |
| 130 | 自立支援協議会の運営         |    | 地域における課題等の検討、連携等を行う。                                       | 障害福祉課          |
| 131 | 社会福祉援助技術現場実習生の受け入れ | 重5 | 大学等から実習を希望する学生を受け入れ、福祉に関する人材の育成に貢献する。                      | 社会福祉課<br>障害福祉課 |
| 132 | 障害者団体等への補助金の交付     |    | 障害者の社会参加、自立促進、援護のための活動をしている団体等に対し、補助金を交付する。                | 障害福祉課          |
| 133 | 精神障害者家族会連絡会支援事業    |    | 精神保健福祉の向上のため伊勢崎市精神障害者家族会連絡会の運営事業に補助金を交付する。                 | 健康づくり課         |
| 134 | 自発的活動支援事業          | 重5 | 地域生活支援事業として、障害のある人が地域に貢献し、自主的に社会参加ができるよう、ボランティア活動を支援する。    | 障害福祉課          |

## 施策(20)外国人障害者施策の充実

### ◆◇◆方針◆◇◆

■外国人障害者の言葉や生活習慣等の相違による不安の軽減を図ります。

(推進事業 135～137)

### [達成目標]

| 項目名                                    | 現状(平成24年度) | 目標(平成32年度) |
|--|------------|------------|
| 1 自立支援協議会(多文化共生部会)年間開催回数<br>(推進事業 135) | 2回         | 6回         |

### [推進事業]

|     | 事業               | 区分 | 事業の概要                                 | 担当課          |
|-----|------------------|----|---------------------------------------|--------------|
| 135 | 自立支援協議会(多文化共生部会) |    | 外国人障害者の言語や生活習慣の相違による問題を解消できるよう支援する。   | 障害福祉課        |
| 136 | 外国人市民への情報提供      |    | 障害のある外国人市民に「多文化共生伝言版」による各国語での情報提供を行う。 | 国際課<br>障害福祉課 |
| 137 | 外国人相談員による相談      | 重3 | 外国人相談員による相談及び通訳を行う。                   | 国際課          |



# 資料編





# 1 策定経過

| 開催日等                                       | 項目                    | 内容  |
|--|-----------------------|---|
| 平成 25 年 5 月 9 日                            | 委嘱状交付式・<br>第 1 回策定委員会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>第 1 次伊勢崎市障害者計画の報告と第 2 次伊勢崎市障害者計画の策定について</li> <li>障害者計画策定委員会の運営について</li> <li>委員長・副委員長の選出について</li> <li>アンケート調査・インタビュー調査について</li> </ul> |
| 平成 25 年 6 月 3 日                            | 団体インタビュー              | <ul style="list-style-type: none"> <li>ニーズ調査</li> </ul>   |
| 平成 25 年 7 月 10 日                           | 第 2 回策定委員会            | <ul style="list-style-type: none"> <li>アンケート調査・インタビュー調査の結果について</li> <li>第 2 次伊勢崎市障害者計画骨子案の検討について</li> </ul>   |
| 平成 25 年 8 月 8 日                            | 第 1 回庁内検討委員会          | <ul style="list-style-type: none"> <li>策定委員会による第 2 次伊勢崎市障害者計画骨子案の報告について</li> </ul>  |
| 平成 25 年 9 月 18 日                           | 第 3 回策定委員会            | <ul style="list-style-type: none"> <li>庁内検討委員会における第 2 次障害者計画骨子案の意見等結果報告について</li> <li>第 2 次伊勢崎市障害者計画骨子案の検討について</li> </ul>  |
| 平成 25 年 11 月 26 日                          | 第 4 回策定委員会            | <ul style="list-style-type: none"> <li>第 2 次伊勢崎市障害者計画素案の検討について</li> <li>パブリックコメント手続について</li> </ul>  |
| 平成 25 年 12 月 6 日                           | 第 2 回庁内検討委員会          | <ul style="list-style-type: none"> <li>策定委員会による第 2 次伊勢崎市障害者計画素案の報告について</li> <li>パブリックコメント手続について</li> </ul>  |
| 平成 25 年 12 月 20 日<br>）<br>平成 26 年 1 月 20 日 | パブリックコメント<br>手続       | <ul style="list-style-type: none"> <li>意見募集</li> </ul>  |
| 平成 26 年 1 月 28 日                           | 第 5 回策定委員会            | <ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメント手続における提出意見の報告について</li> <li>第 2 次伊勢崎市障害者計画案の検討について（最終精査）</li> </ul>  |
| 平成 26 年 2 月 13 日                           | 提言書提出                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>第 2 次伊勢崎市障害者計画</li> </ul>  |

## 2 伊勢崎市障害者計画策定委員名簿

敬称略 平成 26 年 3 月末現在

| 所 属   | 氏 名                           |
|---|-------------------------------|
| 伊勢崎市身体障害者福祉団体連合会                            | 伊藤 ツル                         |
| 社会福祉法人 群馬県社会福祉事業団<br>(群馬県立障害者リハビリテーションセンター) | 小菅 徹也                         |
| 伊勢崎市手をつなぐ育成会                                | 安藝 みどり                        |
| 伊勢崎市親の会ネットワーク                               | 橋本 公章                         |
| 社会福祉法人 伊勢崎市愛のはぐるま会                          | 倉橋 哲哉                         |
| 社会福祉法人 桑の実福祉会                               | 中塚 美子                         |
| 社会福祉法人 キャッチジャパン                             | 森村 静枝                         |
| 社会福祉法人 明清会                                  | 小暮 明彦                         |
| 社会福祉法人 やよい福祉会                               | 村田 由紀子                        |
| NPO法人 Green Fingers                         | 渡辺 令子                         |
| 群馬県立伊勢崎特別支援学校                               | 福田 弘二                         |
| 社会福祉法人 榎の木                                  | 岡部 眞砂美                        |
| 社会福祉法人 伊勢崎市社会福祉協議会                          | 関根 勇<br>(～平成 25 年 5 月 31 日)   |
|   | 根岸 昭雄<br>(平成 25 年 6 月 1 日～)   |
| 伊勢崎市民生委員児童委員連絡協議会                           | 飯島 恭巳<br>(～平成 25 年 12 月 18 日) |
|   | 田島 道男<br>(平成 25 年 12 月 19 日～) |
| 伊勢崎公共職業安定所                                  | 高橋 宏充                         |
| 東京福祉大学                                      | 小林 保子                         |
| 一般社団法人 伊勢崎佐波医師会                             | 大澤 誠                          |
| 伊勢崎市区長会                                     | 横井 憲二                         |
| 市民公募  | 尾池 智子                         |
| 市民公募  | 石渡 成美                         |

### 3 伊勢崎市障害者計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)に基づく伊勢崎市障害者計画(以下「計画」という。)を策定するに当たり、市民と行政の連携による計画案の検討を行うため、市民が主体で組織する伊勢崎市障害者計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- (1) 計画案の策定に関すること。
- (2) 伊勢崎市障害者計画庁内検討委員会との連携による計画案に関する調査、研究及び検討に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害者及び福祉関係機関の代表者
- (2) 市民各界の代表者
- (3) 公募の市民のうちから市長が認めた者

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から計画案を市長へ提言する日までとする。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委嘱後最初に招集される委員会の会議は、市長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は必要に応じて随時開催するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。



## 第2次伊勢崎市障害者計画

発行日：平成26年

発行：伊勢崎市

編集：伊勢崎市 福祉部 障害福祉課

〒372-8501 群馬県伊勢崎市今泉町二丁目410

TEL 0270-27-2753（直通）

FAX 0270-26-1808

E-mail [f-shogai@city.isesaki.lg.jp](mailto:f-shogai@city.isesaki.lg.jp)